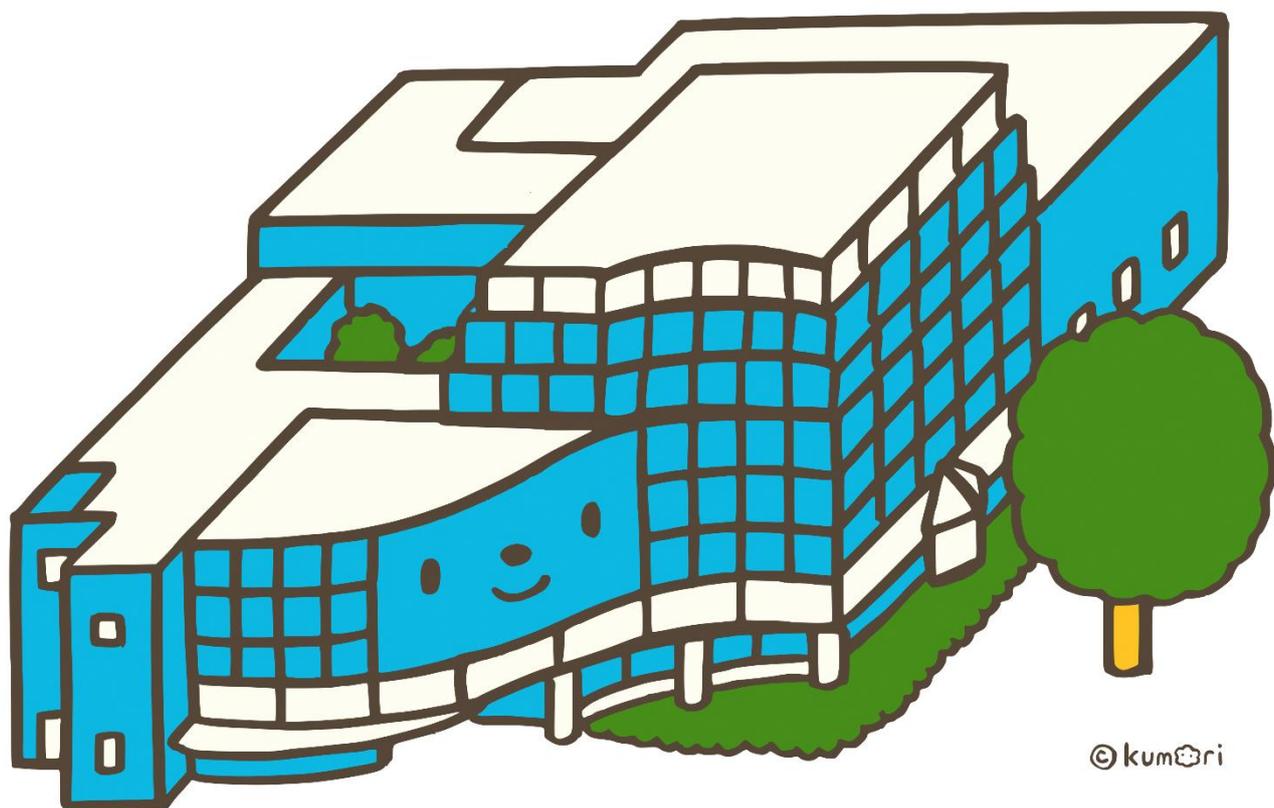


市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画 (第四次計画)

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度



©kumori

市原市教育委員会
令和3年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 はじめに	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 第三次計画の取組と課題	3
1 第三次計画の取組	3
(1) 基本理念と基本目標	3
(2) 取組	3
(3) 第三次計画の計画期間の延伸	6
2 第三次計画の指標	6
(1) 指標	6
(2) 指標の達成状況	7
3 データから見える全国や県内の子どもの読書活動の状況	11
4 第三次計画における課題のまとめ	15
第3章 新計画の基本的な考え方	16
(1) 社会情勢の変化とこれまでの取組から見える課題への対応	16
(2) 国・県の計画の反映等	16
(3) 市民意見等の反映	17
(4) それぞれの役割	17
1 基本理念	19
2 基本目標と取組方針	19
3 指標	21
4 計画の体系	23
第4章 子どもの読書活動を推進するための具体的方策	24
◆基本目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進	24
取組方針1 家庭における子どもの読書活動の推進	24
取組方針2 地域における子どもの読書活動の推進	29
取組方針3 学校等における子どもの読書活動の推進	42
取組方針4 子どもたちの年齢に応じた環境整備の推進	47
◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援	50
取組方針1 家庭における読書活動推進に係る連携・協力	50
取組方針2 地域における読書活動推進に係る連携・協力	52
取組方針3 学校等における読書活動推進に係る連携・協力	53
取組方針4 行政における推進体制の整備	56
取組方針5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援	60
◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発	62
取組方針1 広報・啓発活動の推進	62
◎資料編	64
用語集	64
子どもの読書活動の推進に関する法律	66

第 1 章 計画の策定にあたって

1. はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。このため、社会全体で積極的に読書環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

本市では子どもの読書活動を推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成18(2006)年3月に「市原市子ども読書活動推進計画（第一次計画）」、平成23(2011)年に「市原市子ども読書活動推進計画（第二次計画）」、平成29(2017)年に「市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画（第三次計画）」を策定し、家庭、地域、学校、行政等が連携・協力しながら様々な取組を行いましたが、中学生・高校生の読書離れに対する読書環境の整備や、社会全体での子どもの読書活動の意義・重要性に関して十分に理解が得られているとは言えません。これらのことを踏まえ、SNS等の新たな広報手段の活用に積極的に取り組むなどの対策を講じ、子どもの読書活動を取り巻く諸情勢の変化を捉え、新たに取り組むべき施策を加えた、「市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画（第四次計画）」（以下「新計画」という。）を策定します。

新計画では、いちはらの子ども一人一人が、自ら読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、人生をより深く豊かに生きる力を身に付けていくことを目指し、更なる子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

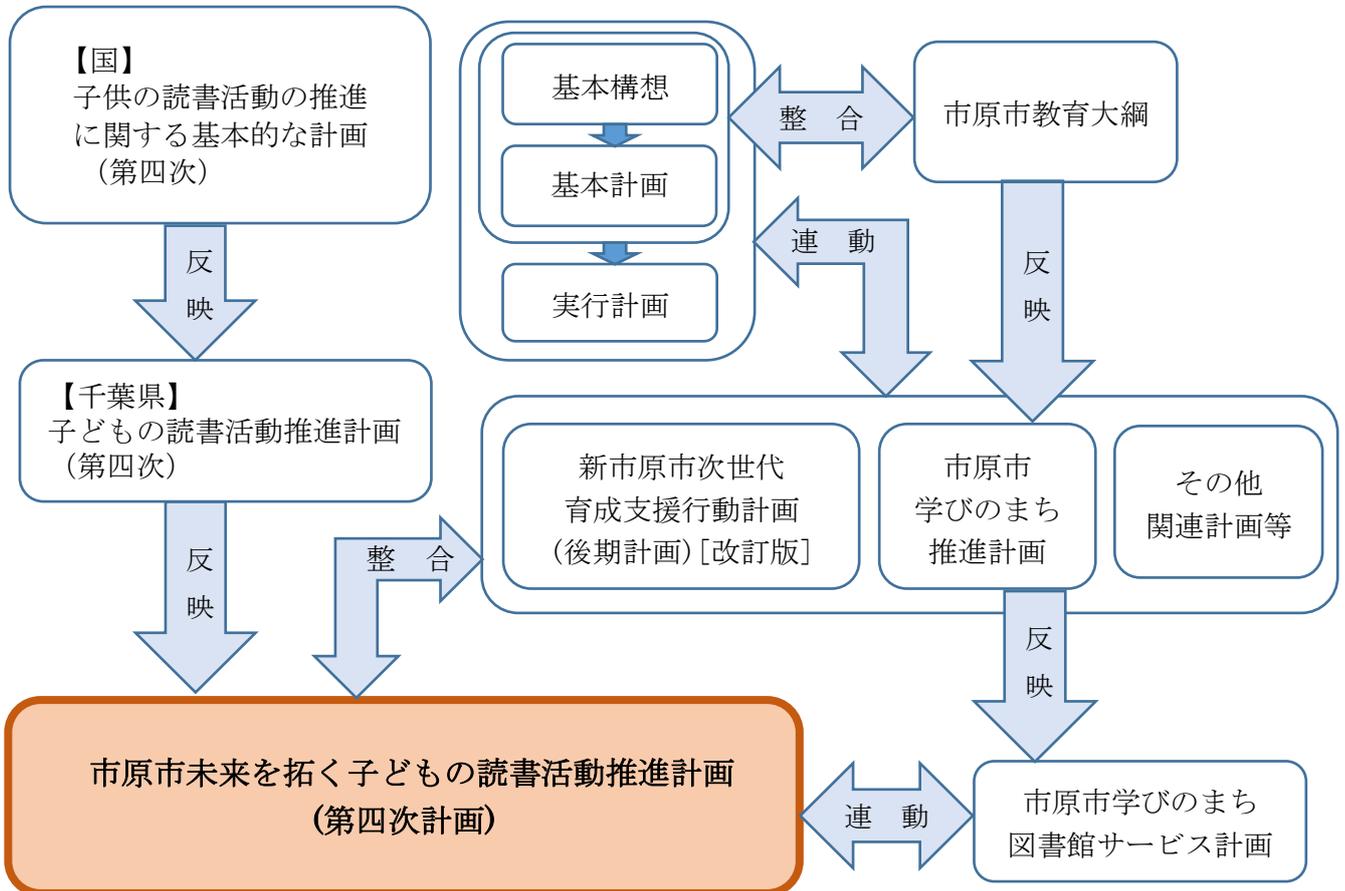
市原市立中央図書館
令和3年3月



中央図書館児童室

2. 計画の位置づけ

国及び県の「子ども読書活動推進計画」を踏まえ、「市原市総合計画」「市原市教育大綱」「新市原市次世代育成支援行動計画(後期計画)[改訂版]」「市原市学びのまち推進計画」等との整合や連動を図った事業計画とします。



3. 計画の対象

おおむね18歳以下の全ての子ども

4. 計画の期間

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度を目標年次とする5年間

注 文中の表記

● 「子ども」と「子供」の違い

- ・ 法令の名称は「子ども」『子どもの読書活動の推進に関する法律』
- ・ 計画上の表記、県及び市は「子ども」、国は「子供」

第2章 第三次計画の取組と課題

1. 第三次計画の取組

(1) 基本理念と基本目標

「未来を拓く 子どもの読書 ～いちはらの子ども一人一人が、自ら読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、未来を切り拓く力を養い、情緒豊かな子どもに成長することを目指します～」を基本理念とし、その実現に向けて次の3つの基本目標を定めました。

◆基本目標

- I 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進
- II 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援
- III 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

(2) 取組

基本目標を柱として計画を体系化し、子どもの読書活動推進のための様々な事業を実施しました。基本目標ごとの主な取組は以下のとおりです。

◆基本目標 I 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進

家庭・地域や小・中学校・高等学校・特別支援学校（以下「学校等」という。）における読書活動について、子どもが読書の楽しさや大切さを知り、自ら読書に親しむ習慣が身に付くよう、本との出会いの機会を提供するとともに読書環境の整備を推進しました。

取組方針 1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動について、保護者の理解や実践の手助けとなるように、中央図書館・公民館・コミュニティセンター（以下「図書館等」という。）や保健福祉センター児童館（以下「児童館」という。）、及び幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「認定こども園等」という。）、小・中学校、指導課において様々な機会を通して情報提供や啓発活動を行いました。

【主な取組】：「生まれる前からの支援」「ブックスタート事業」

取組方針 2 地域における子どもの読書活動の推進

図書館等（児童館含む）においては、子どもへの読書相談（レファレンス）の充実、おはなし会や講座・講演会など各種イベントの充実、職業体験の受入れなどを引き続き行い、その必要性や楽しさを積極的にアピールしていくことで、子どもや保護者の利用を増やし、子どもの読書習慣づくりを更に進めました。

【主な取組】：「一日図書館員の実施」「図書館における職業体験」
「子ども向け講座の開催」

取組方針 3 学校等における子どもの読書活動の推進

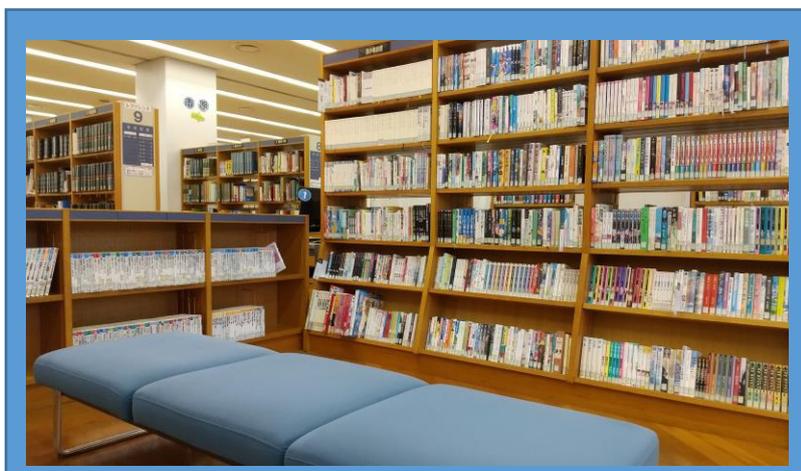
学校等における読書活動を一層充実させていくために、学校図書館担当教諭等への研修、学校司書による読書指導、ボランティアとの協力体制の維持・向上等による、読書に親しむきっかけづくりや、子どもたちの読書習慣の定着化を目指しました。

【主な取組】：「教職員によるおすすめの本の紹介」
「学校図書館担当教諭・司書教諭の研修の実施」

取組方針 4 環境整備の推進

図書館等（児童館含む）は各施設の特성에応じた図書等の収集を行うほか、季節や年中行事を紹介する企画展示等を行い、親しみやすく利用しやすい環境整備に努めました。

【主な取組】：「ティーンズコーナーの整備」「児童図書の充実」
「いろいろな言語による図書の充実」



中央図書館 ティーンズコーナー

◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援

図書館等では、家庭・地域・学校における読書活動について、市役所の子どもの読書活動に関わる部署（以下「関係部署」という。）や子どもの読書活動に関わる読書ボランティア、放課後児童クラブ、文庫会、社会教育団体（以下「団体」という。）等と連携・協力し、子どもの読書活動に関わる人材の育成や活動の支援に努めました。

取組方針1 家庭における読書活動の推進に係る連携・協力

図書館等においては、親子を対象とした各種の事業を展開し、親子で読書に親しむ機会を提供しました。また、認定こども園等とも連携・協力しながら、これらの事業について周知を図り、家庭における読書活動を支援しました。

【主な取組】：「親子対象事業等の情報提供」

取組方針2 地域における読書活動の推進に係る連携・協力

図書館等では、連携してイベントを開催するなど、地域における子どもの読書活動を推進するための活動を行っています。これらの活動の活性化を図り、活発に読書活動を推進していくため、関係部署・団体等の支援や連携強化・協力関係を深める取組を行いました。

【主な取組】：「中央図書館の団体貸出」「ブックリストの配布」

取組方針3 学校等における読書活動の推進に係る連携・協力

学校等と図書館等が連携・協力し、年齢に応じて読書の幅を広げられるよう、子どもの読書環境の整備と読書習慣づくりを進めました。

【主な取組】：「中央図書館の団体貸出」

「出張おはなし会・ブックトーク等の実施」

取組方針4 行政における推進体制の整備

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、図書館等や学校等と関係部署間で、情報の収集や意見の交換などが十分に行われる必要があることから、連携体制を整備し、子どもの読書活動に関する調査の実施や計画の適切な進行管理を行うことにより、総合的かつ計画的に事業を推進しました。

【主な取組】：「図書担当者会議の開催」「子どもの読書活動に関する調査」

取組方針 5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援

中央図書館では、子どもの読書の意義や重要性について啓発し、ボランティアの活動の機会や活動場所を提供し支援するとともに、研修会の開催等により人材の育成に努めました。また、認定こども園等や団体の活動の支援として、児童サービス用品（パネルシアターや紙芝居舞台等）の貸出も行いました。

【主な取組】：「読書ボランティアの育成」「児童サービス用品の貸出」

◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

読書や読書活動に関する情報を積極的に提供するとともに、様々な機会を通じてその意義や重要性について普及・啓発に努めました。

取組方針 1 広報・啓発活動の推進

市の広報紙やホームページ、定期発行物やリーフレット等の媒体を使って、子どもや保護者に対して読書に関する情報を積極的に発信するとともに、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」などさまざまな機会をとらえ、子どもの読書活動の意義や重要性について、図書館等や学校等で啓発活動を展開しました。

【主な取組】：「中央図書館ウェブサイトの充実」

「子どもの読書活動推進のための講座・講演会の開催」

(3) 第三次計画の計画期間の延伸

第三次計画の計画期間は令和 2（2020）年 3 月末までとなっていましたが、県の第四次計画の策定が令和 2（2020）年 3 月となったため、新計画の策定に遺漏がないように 1 年延伸しました。

2. 第三次計画の指標

(1) 指標

第三次計画では、計画の進捗状況やその効果を把握するため、次の 6 つの指標を定め、それぞれの目標を設定しました。

指標

- 1 1 か月に 1 冊も本を読まない児童・生徒の割合（不読率）
- 2 1 か月あたりの児童・生徒の読書量
- 3 保護者やボランティアの協力体制づくりを行っている中学校の割合
- 4 図書館等と連携している小中学校の割合
- 5 子どもの図書貸出冊数
- 6 中央図書館と各読書施設との連携による子ども読書週間事業の参加者数

(2) 指標の達成状況

◆指標 1 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合(不読率)

<毎年5月の1か月間に本を1冊も読まなかった児童・生徒の割合>

小学生は、平成28(2016)年度の1.0%を、令和2(2020)年度に0.8%まで減らすことを目標とし、中学生は、平成28(2016)年度7.7%を、令和2(2020)年度に7.1%まで減らすことを目標としました。

小・中学校ともに計画期間中に一時的に低下し良好な状態になったものの、その後上昇しています。学校においては第三次計画の実施以前から、朝の読書活動への取組などにより国・県に比べ良好な数値となっているので特に中学生に対して、更なる読書の定着化への取組が必要です。

	第二次計画		第三次計画		目標 令和2 (2020)年度
	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	
[小学生]					
市原市	1.0%	0.9%	1.2%	1.1%	0.8%
千葉県	20.1%	20.1%	18.0%	18.0%	3.0%
国	4.0%	5.6%	8.1%	6.8%	

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	目標
	[中学生]				
市原市	7.7%	7.1%	7.0%	7.6%	7.1%
千葉県	32.5%	31.5%	29.1%	29.1%	12.0%
国	15.4%	15.0%	15.3%	12.5%	

※市原市「読書状況の調査」(市教育委員会指導課調べ)

千葉県「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)進捗状況について」(文部科学省調べ)

「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」(文部科学省調べ)

平成26年度より第三次計画策定時に定めた目標値のもととなった全国学力・学習調査の項目がなくなったため、同調査の「学校の授業時間以外に、普段(月～金)1日あたりどれくらい読書をしますか。」の項目で「全くしない」と回答した割合を活用することに変更された。

全 国『読書世論調査2020年版』(毎日新聞社)

◆指標 2 1 か月あたりの児童・生徒の読書量

<毎年5月1か月間の読書量(読んだ本の平均冊数)>

小学生は、平成28(2016)年度の13.2冊を、令和2(2020)年度に13.5冊まで増やすことを目標としました。平成29(2017)年度には15.2冊まで増加し、目標を達成できましたが、令和元(2019)年度には12.3冊と減少しています。

中学生は、平成28(2016)年度の4.1冊を令和2(2020)年度4.5冊までに増やすことを目標としました。大きな変化がなく推移していましたが、令和元(2019)年度は3.7冊に減少しています。

小学生と比較して中学生の読書量が少なくなるのは、年齢が上がるにつれて読む本1冊あたりの文章量が増えること、思考が必要な本を読むようになり読書に時間がかかるようになること、部活動や塾、習い事などで多忙になり読書にかける時間が減ってくることなどが考えられます。

また、通信ゲームやSNSの利用拡大等により、読書への関心が薄められた可能性があります。

このような環境で生活する子どもたちの読書離れをくい止めるためには、魅力ある本の紹介や様々な本に触れる機会を確保し、読書への興味を喚起し続ける必要があります。また、今後は、何の情報が必要でそれをどのように集めるのかを考えながら、目的意識を持って本を選ぶことなどの「読書の質」を高めていくことも必要です。

	第二次計画	第三次計画			目標 令和2 (2020)年度
	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	
[小学生]					
市原市	13.2冊	15.2冊	13.4冊	12.3冊	13.5冊
国	11.4冊	11.1冊	9.8冊	11.3冊	

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	目標 令和2 (2020)年度
	[中学生]				
市原市	4.1冊	4.0冊	4.1冊	3.7冊	4.5冊
国	4.2冊	4.5冊	4.3冊	4.7冊	

※市原市「読書状況の調査」(市教育委員会指導課調べ)

全 国『読書世論調査2020年版』(毎日新聞社)

◆指標 3 保護者やボランティアの協力体制づくりを行っている中学校の割合

平成 28(2016)年度の 27.2%(6 校)を、令和 2(2020)年度に 38.1%(8 校)とすることを目標としました。

中学校で活動する保護者やボランティアの中でも、学校図書館で読書活動の支援を行う参加者は少ない状況です。これは、学校司書の全校配置が完了したことにより、本の貸出・返却・修理・読み聞かせ・ブックトーク等の活動に関わるボランティアの必要性が低下したことによるものです。このことから、「保護者やボランティアの協力体制づくりを行っている中学校の割合」については、新計画の指標としません。

[中学校]	第二次計画	第三次計画			目標 令和 2 (2020)年度
	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	
市原市 (22 校)	27.2% (6 校)	27.2% (6 校)	22.7% (5 校)	18.2% (4 校)	38.1% (8 校)
千葉県 (小中学校)	56.0%	62.7%	59.7%	61.5%	68.0%

※市原市「学校図書館の現状に関する調査」(市教育委員会指導課調べ)

千葉県「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)進捗状況について」(文部科学省調べ)

「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」(文部科学省調べ)

◆指標 4 図書館等と連携している小中学校の割合

小学校においては、平成 28(2016)年度の 88.0%(37 校)を、令和 2(2020)年度に 100%(41 校)とすることを目標としました。令和元(2019)年度には 1 校増えて 92.7%(38 校)となりました。

中学校においては、平成 28(2016)年度の 72.0%(16 校)を、令和 2(2020)年度に 100%(22 校)とすることを目標としました。平成 30(2018)年度以降には 2 校増え 82.0%となりました。

小・中学校との連携には団体貸出、ブックトークやおはなし会を行う学校訪問、定期的に行われる「子ども読書活動推進支援連絡会議」等がありますが、連携の進んでいない学校に対しては、中央図書館から学校へ積極的に向かうことも重要です。

図書館等では、引き続き定期的に子ども読書活動推進支援連絡会議の開催や指導課との情報交換により、学校の状況や要望を把握する必要があります。

	第二次計画	第三次計画			目標
	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度
市小学校	88.0% (37校)	88.0% (37校)	88.0% (37校)	92.7% (38校)	100% (41校)
市中学校	72.0% (16校)	72.0% (16校)	82.0% (18校)	82.0% (18校)	100% (22校)
千葉県 (小中学校)	70.5%	69.1%	71.1%	74.7%	100%

※市原市「学校図書館の現状に関する調査」(市教育委員会指導課調べ)

千葉県「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)進捗状況について」(文部科学省調べ)

「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」(文部科学省調べ)

◆指標 5 子どもの図書貸出冊数

<図書館等における子ども(18歳以下)の図書貸出冊数>

子どもが借りた本の数は、平成 28(2016)年度の 286,626 冊を令和 2(2020)年度には 309,600 冊まで、おおよそ 8%の引き上げを目指しました。人口の減少や図書館等の長期休館などの要因も考えられますが、貸出冊数は減少しています。

	第二次計画	第三次計画			目標
	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度
5歳以下	47,065 冊	47,871 冊	45,264 冊	— ※	50,400 冊
6歳以下	—	—	—	60,496 冊	131,900 冊
6～9歳	122,011 冊	121,677 冊	117,536 冊	— ※	
7～9歳	—	—	—	83,124 冊	
0～9歳計	169,076 冊	169,548 冊	162,800 冊	143,620 冊	182,300 冊
10～12歳	76,504 冊	75,298 冊	71,505 冊	68,660 冊	83,700 冊
13～15歳	28,405 冊	27,851 冊	23,297 冊	21,210 冊	30,300 冊
16～18歳	12,641 冊	11,448 冊	11,162 冊	11,407 冊	13,300 冊
0～18歳計	286,626 冊	284,145 冊	268,764 冊	244,897 冊	309,600 冊

※令和元(2019)年度より電算システムの入替のため、年齢別貸出統計の区切り方が変更になりました。

参考：平成 30(2018)年度は天井耐震化等工事(中央図書館)、令和元(2019)年度は自然災害による罹災(市津公民館図書室)、電算システムの入替、更に新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、図書館等において長期にわたり休館・休室となりました。

◆指標 6 中央図書館と各読書施設との連携による

子どもの読書週間事業の参加者

中央図書館と各読書施設（「公民館・コミュニティセンター」のこと。）が連携して行う子どもの読書週間事業については、令和 2(2020)年度に 2,200 名の参加を目指していましたが、平成 30(2018)年度には目標を達成することができましたが、翌年度の参加者は減少しています。

今後は、より参加しやすく魅力的な事業を企画し、広く周知することが必要です。

	第二次計画	第三次計画			目標 令和 2 (2020)年度
	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	
参加者数	2,009 人	1,578 人	2,782 人	1,452 人	2,200 人

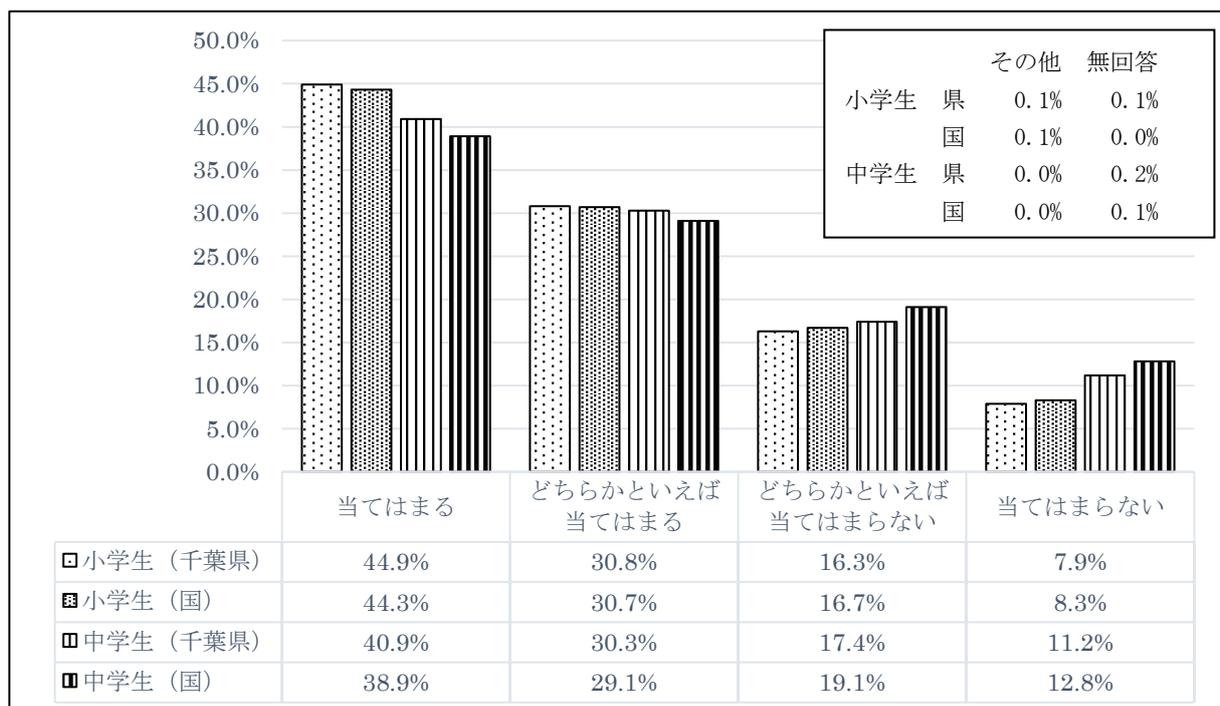
※市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画における状況調査票

3. データから見える全国や県内の子どもの読書活動の状況

(1) 「平成 31 年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査」(国立教育政策研究所調べ)

ア 設問 「読書は好きですか」

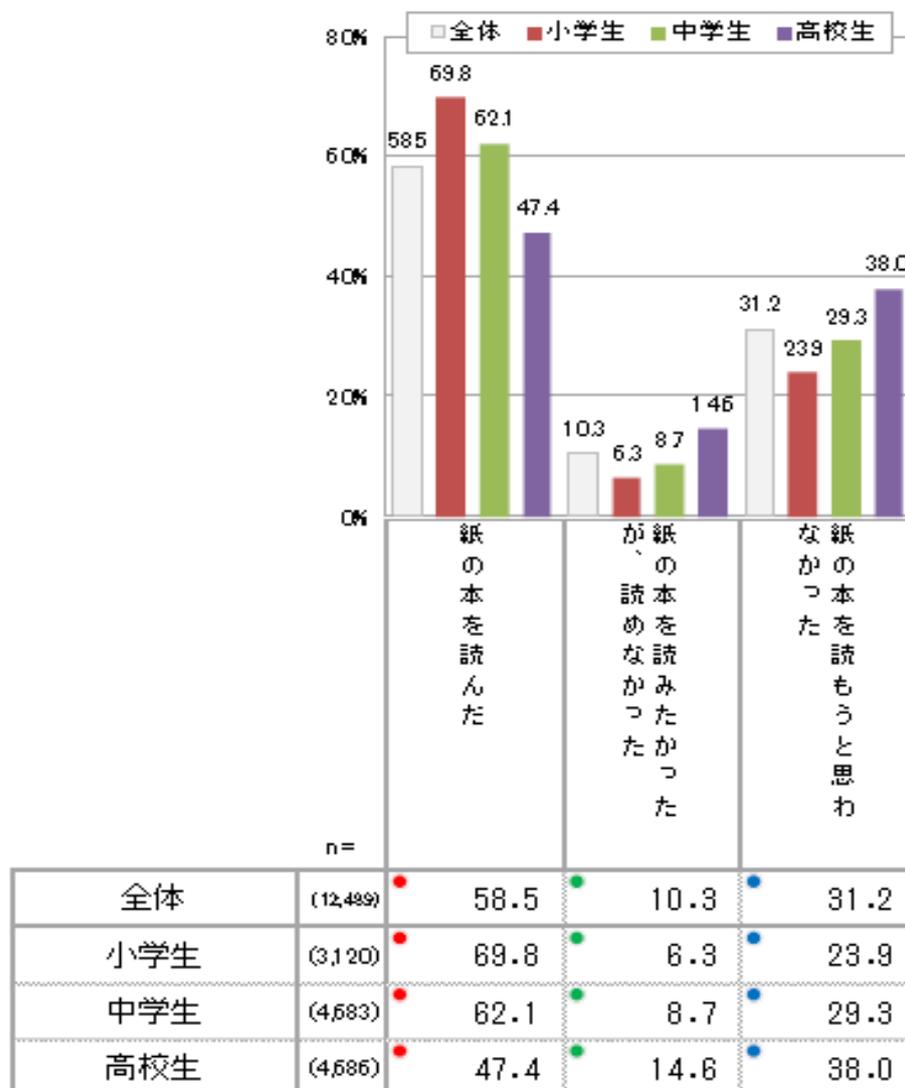
「読書は好き」(「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」)の割合は、千葉県の小学生は 75.7%、中学生は 71.2%、国の小学生は 75.0%、中学生は 68.1% と回答しています



(2)「子供の読書活動の推進等に関する調査研究報告書 平成30年度文部科学省委託調査」(平成31年3月 株式会社創建)

ア 設問 「過去1ヶ月間に子供は紙の本を読んだか？」

過去1ヶ月間における紙の本で本を読んでいる小学生は69.8%、中学生は62.1%、高校生は47.4%となっています。また、「紙の本を読みたかったが読めなかった」と「紙の本を読もうと思わなかった」は合わせて小学生で30.2%、中学生では38.0%となっていますが、高校生は52.6%と半数以上が紙の本を読んでいない状況です。

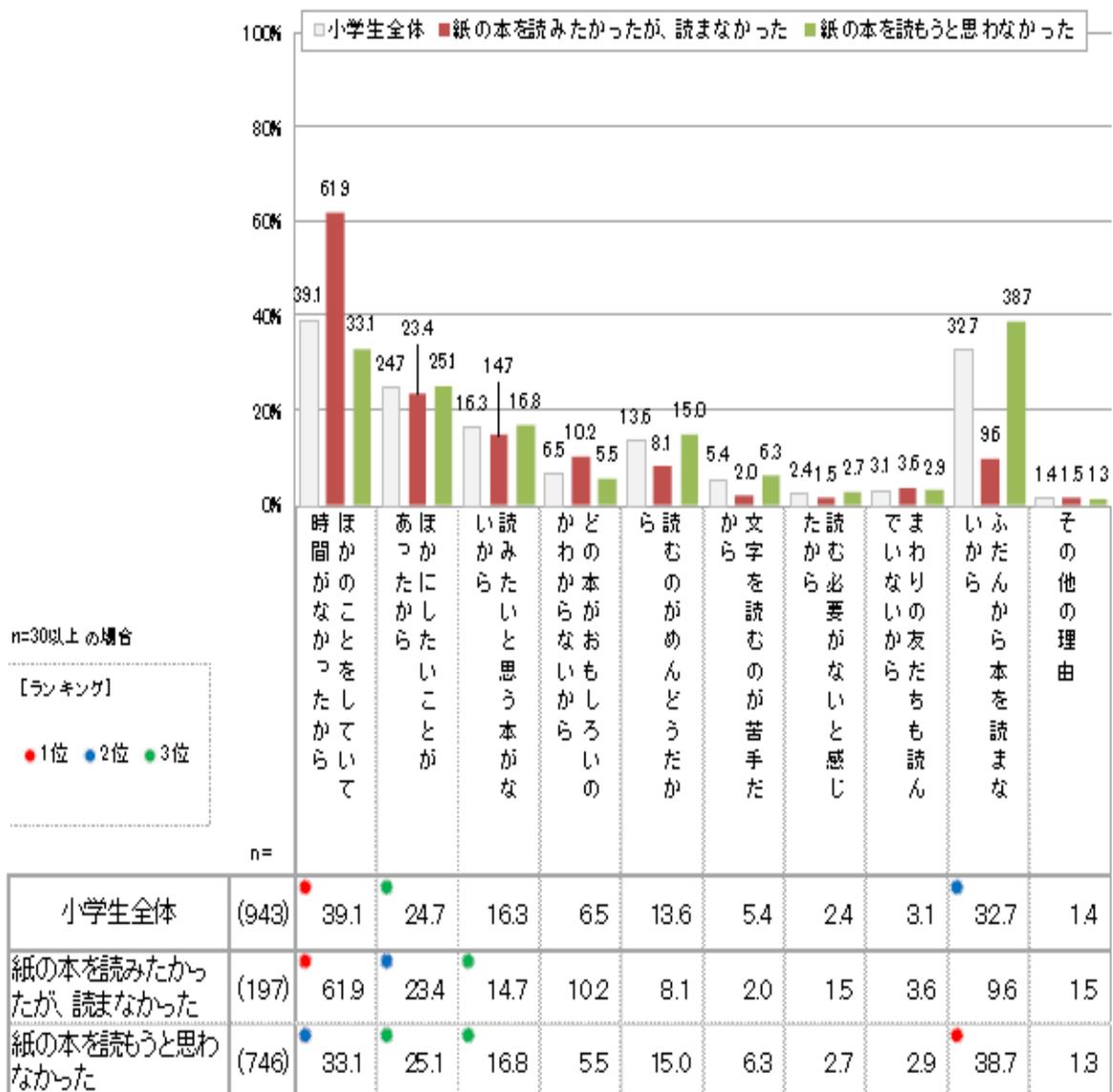


図表10 過去1ヶ月間における紙の本での読書

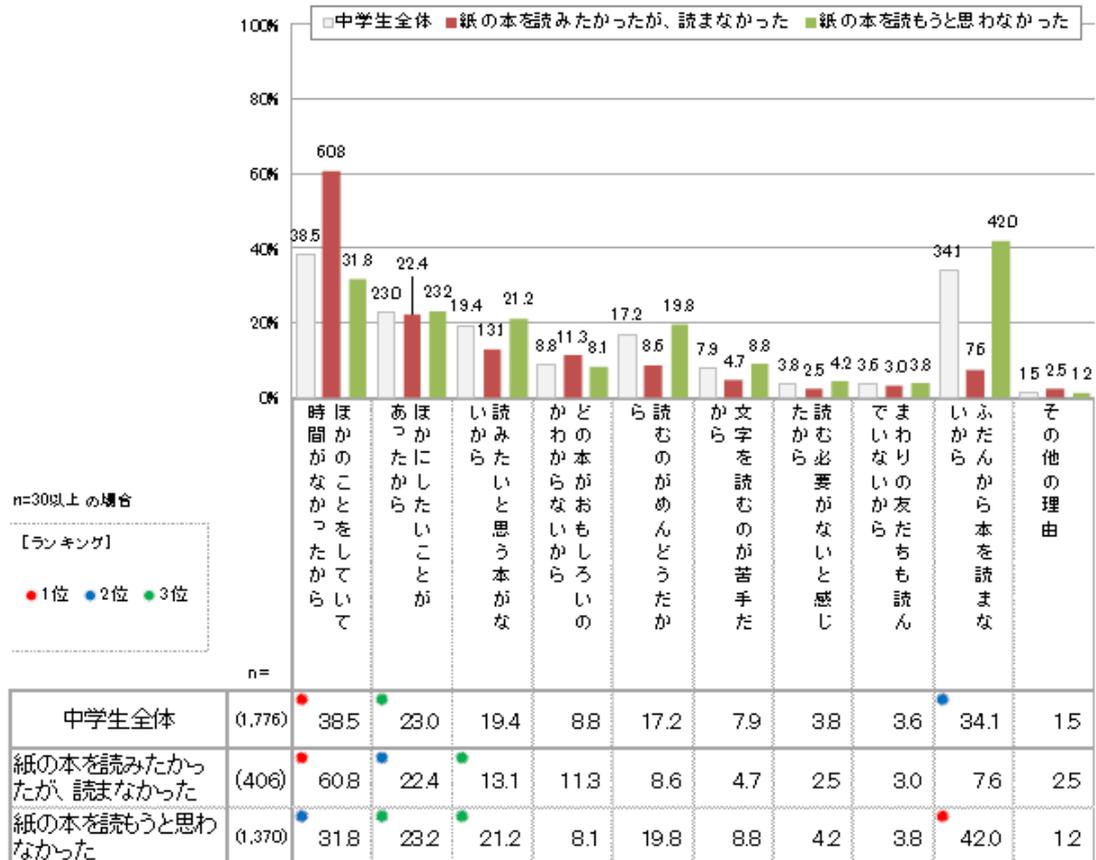
イ 設問 「子供が本を読まない理由は何か？」

■紙の本で読書をしたくない子供は、小学生、中学生、高校生のいずれも、時間的な制約から読書ができなかったという理由が多くなっています。

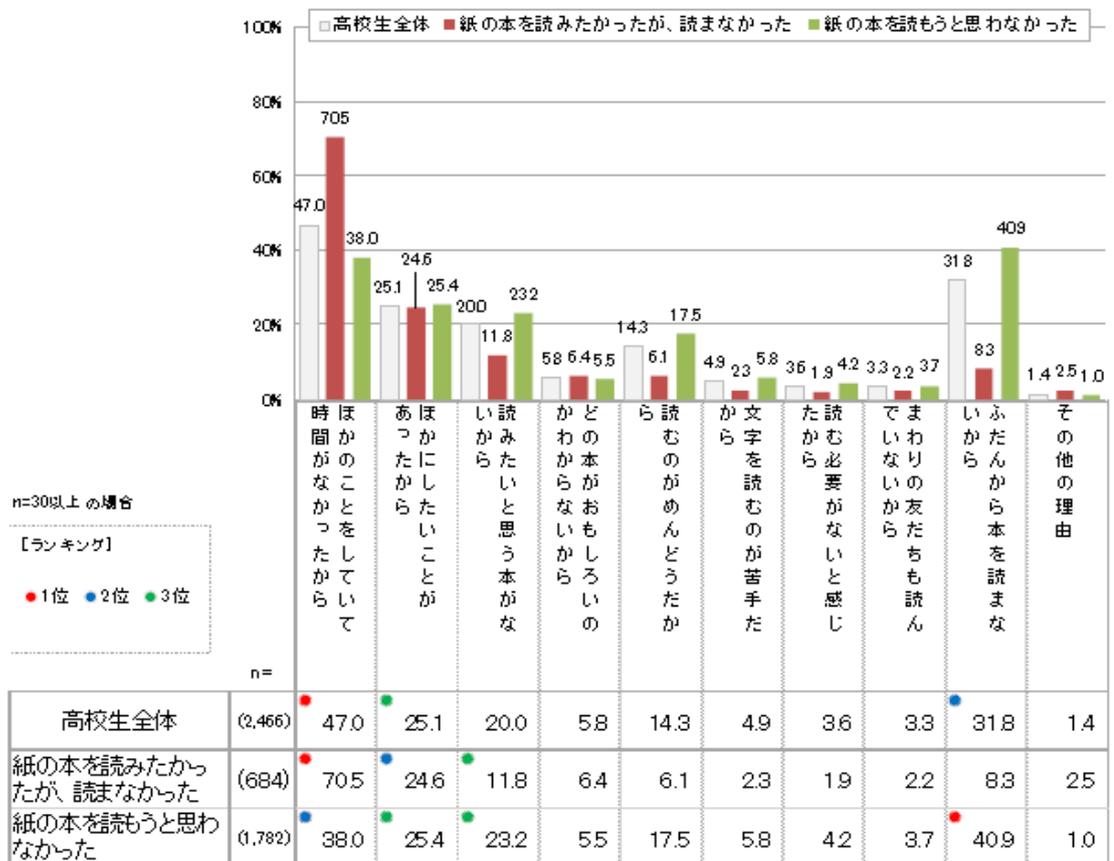
■過去1ヶ月間において紙の本で読書をしようと思わなかった子供は、小学生、中学生、高校生のいずれも、「ふだんから本を読んでいない」という理由が多くなっています。



図表12 過去1ヶ月間において紙の本を読まなかった理由(小学生)¹²



図表13 過去1ヶ月間において紙の本を読まなかった理由(中学生)



図表14 過去1ヶ月間において紙の本を読まなかった理由(高校生)

4. 第三次計画における課題のまとめ

市の第三次計画における取組や指標の達成状況、子どもの読書活動の現状から、今後は、特に以下の課題に対して、一層力を入れて取り組む必要があります。

★1 読書離れの傾向の存在

学校段階が進むと読書から遠ざかってしまう「読書離れ」の傾向に対して、年齢に合わせた効果的な取組や、各種事業を展開する必要があります。

★2 読書量と読解力の向上

すでに一定水準にある読書量の更なる向上と併せて、目的意識を持って本を選ぶことなどの「読書の質」にも配慮した取組が必要です。

★3 魅力あるこどもの読書週間事業の企画と周知

子どもの読書活動の推進のためには、図書館等の連携・協力が重要な役割を担っていますが、参加者数が伸び悩んでいることから、事業内容や周知方法を再点検する必要があります。

★4 子どもが多くの本を選択できる環境整備

子どもが成長過程で多くの本を選択できる環境が整備されることは、読書習慣の構築につながることを期待できることから、団体貸出の普及促進や子どもたちが希望する中央図書館の本を、学校で借りられるように配本サービスを整備する必要があります。

★5 ボランティアの人材育成

中央図書館や小学校においては、読み聞かせの事業等にボランティアが欠かせないものとなっているため、引き続きボランティアの人材育成と、活動に参画してもらうことが必要です。

★6 新たな広報手段の活用不足

子どもの読書や読書活動に関する情報を、多くの人に着実に伝えるために、SNSなどの新たな広報手段の積極的な活用に取り組む必要があります。

★7 子ども同士の読書活動の活性化

子ども同士が読んで面白かった本を伝え合うことも、読書に関心を持つきっかけとして大切なので、ビブリオバトルやブックトークなどの活動を更に普及させることが必要です。

第 3 章 新計画の基本的な考え方

(1) 社会情勢の変化とこれまでの取組から見える課題への対応

本市の第三次計画の策定から 4 年が経過する中で、子どもの読書活動を取り巻く諸情勢は、学習指導要領等の改訂、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）の制定、スマートフォンの普及、通信ゲームや SNS の利用拡大など大きな変化がありました。このような状況の中、本市においては小・中学生とも不読率、読書量に大きな変動はありませんが、年齢が上がるにつれ読書離れが顕著になる傾向は改善されていません。

新計画では、読書バリアフリー法に対応し、障がいの有無に関わらず全ての子どもが等しく読書に親しむことができる環境の整備に取り組みます。また、SDGs（持続可能な開発目標）として子どもたちを誰一人取り残すことが無いように、図書館等・認定こども園等・学校等・団体・関係部署の連携を強化します。

その他、子どもの読書を取り巻く諸情勢の変化やこれまでの取組により顕在化した課題等を十分踏まえるとともに、日常生活と感染症拡大防止を両立するための「新しい生活様式」と非来館者に対応した事業・広報を実施します。

しかしながら現在市中では、新たな感染症の拡大により、今まで経験したことの無い生活状況となっており、子どもの読書活動も従来の取組だけではその活動を推進することが難しくなっています。

このような状況の中でも、子どもの読書活動をより推進していくために、諸情勢の変化を的確に捉え、感染症拡大防止対策を取りながら、新計画策定後も必要に応じて事業の見直しを行います。

(2) 国・県の計画の反映等

子どもの読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図ることを目的として、国では平成 30（2018）年 4 月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が、県では、令和 2（2020）年 2 月に「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」が策定されました。

国及び県の計画では、発達段階ごとの効果的な取組を推進することなどが新たに掲げられており、新計画の策定にあたっては、国・県の計画で示されている施策の基本的な方針や具体的な取組等を踏まえた計画とします。

また、市の関連する計画との連動や整合を図ります。

(3) 市民意見等の反映

中央図書館の利用者やイベントの参加者を対象としたアンケートの調査結果等を反映した計画とします。

■ アンケート等による意見・要望等抜粋

・ 中央図書館利用者アンケート

「子育て支援コーナーの充実」「託児の実施」「電子書籍の導入」「調べ学習用の本の充実」

・ 中央図書館イベントアンケート

「一日図書館員はまた参加したい」「子どもと読書講座は親子で学べるのが良い」

・ 中央図書館協議会

「読書相談（レファレンス）能力の向上」「学校ボランティア向け研修の充実」

「子どもが興味を持つようなたくさんの種類の本の収集」「電子書籍の導入」

・ 子ども読書活動推進支援連絡会議

「中央図書館での児童・生徒が読んだ本を紹介するPOP作品の掲示は励みになった」

「調べ学習で図書館を活用したことはすごく良かった」

(4) それぞれの役割

【家庭の役割】

子どもにとって一番身近な存在である父母やその他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実や読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

家庭においては読み聞かせを始めとして、子どもと一緒に本を読むことや、図書館等（児童館含む）などで本を借りたり、イベントに参加するなど、様々な機会を捉えて子どもが読書に親しむきっかけを与え続けることが重要です。

また、定期的に読書の時間を設け、家族で読書の習慣付けを図るなど、読書に対する興味や関心を引き出すように働き掛けることが大切です。

【地域の役割】

子どもにとって図書館等（児童館含む）は、本が豊富に有り、読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どものために本を選んだり、子どもの読書について相談できる場所です。

子どもが読書に親しむ機会を少しでも多く持てるよう、それぞれの施設が、本にふれる機会の提供や図書の実質を図りながら、積極的に連携・協力し、子どもの読書活動を支援していくとともに、子どもや保護者を対象とした読み聞かせや講座、企画展示等を実施するほか、団体に対して活動機会や活動場所を提供します。また、中央図書館では、認定こども園等・学校等・団体に対する研修を行うなどの支援を実施します。

【認定こども園等・学校等の役割】

【認定こども園等】

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。先生や友だちと心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝える力が育まれます。

また、これらの施設は、乳幼児期の子どもの心の成長において重要な役割を担うとともに、保護者にとっても読書に関する情報を得たり、保護者同士の交流や情報交換の場となっているため、保護者に対して読書活動の意義や重要性を広く効果的に周知することができます。

【学校等】

学習指導要領において言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

特に学校図書館は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で欠くことのできない読書活動の基礎となる施設です。本を読んだり、本で調べることの大切さを教え、読書習慣の定着化を図る取組が行われることが重要です。

全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような支援と環境整備を行うことが必要です。その際、子どもの読書量を増やすことだけに捉われることなく、目的意識を持って本を選ぶことなどの「読書の質」を高めていくことにも留意しなければなりません。



1. 基本理念

基本理念

「未来につながる 子どもの読書」

市原市教育大綱の基本理念である「未来へつなぐ いちはらの教育」の実現に向けて、いちはらの子ども一人一人が、自ら読書の楽しさや素晴らしさを発見し、読書を通じて人生をより深く豊かに生きる力を身に付け、夢や希望を持てる読書環境の確立を目指します。

2. 基本目標と取組方針

基本理念の実現を目指し、子どもが読書に親しむ機会と環境を整備し、図書館等(児童館含む)・認定こども園等・学校等・団体・関係部署の連携・協力を進め、子どもの読書活動に関する理解や関心を更に普及・啓発するために、次の3つの基本目標を定め、以下について重点的に取り組みます。

◆基本目標 ※新規事業 11 継続事業 91 (内再掲事業 4)

I 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進 (67事業)

II 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援 (30事業)

III 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発 (5事業)

◆重点的な取組

☆1 中学生・高校生世代の読書離れ対策と読書習慣の形成

☆2 家庭・地域・学校・行政等の連携の強化

☆3 子どもの読書活動推進のための支援と読書に関する情報提供

◆基本目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進

家庭・地域・学校等における読書活動について、自ら読書に親しむ習慣が身に付くよう、本との出会いの機会を提供するとともに、子どもたちの年齢に応じた読書環境の整備を推進します。

取組方針

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進（12事業）
- 2 地域における子どもの読書活動の推進（37事業）
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進（10事業）
- 4 子どもたちの年齢に応じた環境整備の推進（8事業）

◆基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援

家庭・地域・学校・行政における子どもの読書活動について、情報を共有し、人材の育成や支援を行います。

取組方針

- 1 家庭における読書活動推進に係る連携・協力（5事業）
- 2 地域における読書活動推進に係る連携・協力（3事業）
- 3 学校等における読書活動推進に係る連携・協力（8事業）
- 4 行政における推進体制の整備（10事業）
- 5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援（4事業）

◆基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

読書活動の意義や重要性について理解を深め関心を高めるため、様々な機会やSNS等の新しい広報手段を活用して、読書に関する情報の普及・啓発に努めます。

取組方針

- 1 広報・啓発活動の推進（5事業）

3. 指標

新計画では、子どもが読書に親しむ機会と環境の整備、図書館等（児童館含む）・認定こども園等・学校等・団体・関係部署の連携・協力、子どもの読書活動に関する理解や関心を普及・啓発することに取り組み、新規事業の実施とともに継続事業においても拡充を図り、指標の達成を目指します。

◆指標 1 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合（不読率）

＜毎年5月の1か月間に本を1冊も読まなかった児童・生徒の割合＞

不読率は国・県と比較して良好な状態にあります。読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるように、家庭・地域・学校等で連携し、読書習慣の更なる定着化を目指します。

	令和元(2019)年度実績	令和7(2025)年度目標値
小学生	1.1%	0.9%以下
中学生	7.6%	7.0%以下

◆指標 2 1か月当たりの児童・生徒の読書量

＜毎年5月1か月間の読書量(読んだ本の平均冊数)＞

第三次計画では、目標値に対して令和元年度において小学校では約91%、中学生では約82%の達成率となりました。読書に親しみ自主的な読書活動が行われることで、更に読書量が向上することを目指します。

	令和元(2019)年度実績	令和7(2025)年度目標値
小学生	12.3冊	13.5冊
中学生	3.7冊	4.5冊

◆指標 3 読書の好きな生徒（高校生）の割合 ★新規

高校生の読書の関心の度合いを計り、結果を分析することで、子どもの読書活動を更に推進する事業に結び付けるため、読書の好きな生徒の割合を新たな指標とします。

	令和元(2019)年度実績	令和7(2025)年度目標値
★高校生	—	モデル校の指定を行い令和3年度の実績を基準とし、これを上回ることを目標とします ※令和3年度1校指定予定

◆指標 4 図書館等と連携している学校の割合 ★新規

小・中学校と図書館等との連携率が 100%になることを目指し、中央図書館の司書による学校訪問の実施や調べ学習の支援を行い連携の強化を図ります。また、高等学校・特別支援学校も新たに指標に加え、団体貸出や学校図書館相談等を実施し、連携を推進します。

	令和元(2019)年度実績	令和 7(2025)年度目標値
小学校	92.7% (38 校)	100% (40 校)
中学校	82.0% (18 校)	100% (22 校)
★高等学校	—	100% (7 校)
★特別支援学校	—	100% (2 校)

◆指標 5 子どもが借りた図書の冊数

児童図書・青少年図書の充実や、図書館等の利用方法の周知に努め、子どもが図書館等で借りた図書冊数の増加を目指します。

	令和元(2019)年度実績	令和 7(2025)年度目標値
6 歳以下	60,496 冊	76,800 冊
7～9 歳	83,124 冊	105,500 冊
10～12 歳	68,660 冊	83,700 冊
13～15 歳	21,210 冊	30,300 冊
16～18 歳	11,407 冊	13,300 冊
計	244,897 冊	309,600 冊

◆指標 6 図書館等の連携によるこどもの読書週間事業の参加者数

図書館等が連携し、市全体で子どもの読書活動を効果的に進めるため、こどもの読書週間に様々な事業を実施し、多くの方が参加してもらえるように、魅力的な事業の企画と効果的な周知に努め、指標の達成を目指します。

	令和元(2019)年度実績	令和 7(2025)年度目標値
参加者数	1,452 名	2,200 名

4. 計画の体系

基本理念

未来につながる 子どもの読書
いちはらの子ども一人一人が、自ら読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、人生をより深く豊かに生きる力を身に付けていくことを目指します。

◆基本目標Ⅰ

子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進

取組方針

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
- 4 子どもたちの年齢に応じた環境整備の推進

◆基本目標Ⅱ

子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援

取組方針

- 1 家庭における読書活動推進に係る連携・協力
- 2 地域における読書活動推進に係る連携・協力
- 3 学校等における読書活動推進に係る連携・協力
- 4 行政における推進体制の整備
- 5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援

◆基本目標Ⅲ

子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

取組方針

- 1 広報・啓発活動の推進



第4章 子どもの読書活動を推進するための具体的方策

子どもの読書習慣は日々の生活の中で形成されるものであり、家庭・地域・学校等がそれぞれの立場で、また、互いに連携・協力しながら、読書が子どもの生活の中に習慣づけられるよう、持続的に取り組んでいくことが重要です。

このことを踏まえ、以降の基本目標と、その取組方針ごとの各事業に取り組むことにより更なる読書活動推進を図ります。

読書バリアフリー法やSDGsに対応する主な取組

「読書バリアフリー法を考慮した図書等の整備」(DAISY・LLブック・点字付絵本・布絵本の収集)

「日本語習得に困難のある子どもたちへの支援」(日本語・外国語併記の本の収集)

「中央図書館と学校図書館の配本サービスの充実」(子どもの読書環境の整備)

◆基本目標Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進

取組方針1 家庭における子どもの読書活動の推進

【今後の方向性】

子どもの自主的な読書習慣の基礎となるのは家庭です。日常生活の中での保護者自身の読書への関わりが、家庭での子どもの読書習慣の形成に大きな影響を与えます。

このため地域・学校・行政等が、保護者の子どもの読書活動への理解を深めていくことは、家庭における子ども読書活動の推進に強く結びつくことからとても重要です。

ブックスタート事業は、家庭と地域が確実に結びつく初めての機会です。親子がふれあい、本に慣れ親しむ環境づくりを支援するため、1歳6ヶ月児健診受診者に絵本の読み聞かせを行い、無償で絵本を手渡す事業です。更に家庭と地域の結びつきを継続していくために、ブックスタートフォローアップ事業としておはなし会などを実施します。

その後も図書館等や学校等では、様々な機会を通して、「まずは家庭から子どもの読書が始まる」ことを積極的に啓発し、図書館等や学校図書館の利用促進に取り組みます。

第三次計画における課題への主な取組・・・名称の後に「★」

第四次計画における重点的な取組・・・名称の後に「☆」

実施区分	新規	名称	保護者への支援
事業番号	1-1-1		
担当	中央図書館		
目的	保護者が子どもと同伴して図書館に来館し、子どもに与えるための図書等を選ぶことができる環境を整備することでの、家庭における読書の推進。		
内容	保護者の求めに応じて読み聞かせ等を行います。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生		
目指す成果	・読み聞かせ等の実施回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・家庭		

実施区分	新規	名称	子どもの読書活動に関する意義や重要性についての啓発
事業番号	1-1-2		
担当	中央図書館		
目的	家庭における子どもの読書活動の意義や重要性の啓発。		
内容	国等で発信された家庭における読書活動に関する情報を提供します。		
対象	・保護者 他		
目指す成果	・情報提供の実施回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先			

実施区分	継続	名称	生まれる前からの支援
事業番号	1-1-3		
担当	中央図書館		
目的	保護者に子どもが生まれる前から読書への関心を持ってもらうことによる、家庭における読書の定着。		
内容	・これから親となる保護者へ、読み聞かせに適したブックリストを配布します。 ・子育てや子どもの読書に関する図書・情報を提供する子育て支援コーナーを設置します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・子育て支援コーナー設置図書冊数 ・子育て支援コーナーの設置回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・子ども福祉課		

実施区分	継続	名称	ブックスタート事業
事業番号	1-1-4		
担当	中央図書館		
目的	親子で本に親しむ環境作りと、家庭での子どもの読書活動の重要性の周知。		
内容	親子がふれあい本に慣れ親しむ環境づくりを支援するために、1歳6ヶ月児健診受診者に絵本の読み聞かせを行い無償で絵本を手渡すとともに、乳幼児を対象とした絵本のリストを配布します。		
対象	・児童(年齢1歳6ヶ月)・保護者		
目指す成果	・対象者に対する絵本の配布冊数(配布率)		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・子育てネウボラセンター		

実施区分	継続・拡充	名称	ブックスタートフォローアップ事業
事業番号	1-1-5		
担当	中央図書館		
目的	子どもたちが本に親しむ機会の提供と、読書習慣を身に付ける大切さを保護者へ周知。		
内容	ブックスタートから継続して、乳幼児が本に親しむ機会としておはなし会を実施します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・保護者		
目指す成果	・おはなし会の実施回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先			

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	1-1-6		
担当	地域連携推進課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・情報提供の実施回数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター	SDGs	
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	1-1-7		
担当	保育課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	保護者会やお便り等を通じて、読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・各施設年3回の呼びかけや情報提供の実施回数		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・公立小規模保育事業所		SDGs 
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	1-1-8		
担当	指導課		
目的	子どもの自主的な読書習慣の基盤となる家庭、子どもの読書に影響を与える保護者に対する、読書活動の理解の更なる啓発。		
内容	保護者会やお便り等を通じて、読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・小中学校での実施率		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・小学校 ・中学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	1-1-9		
担当	生涯学習課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・情報提供の実施回数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs 
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続	名称	絵本デーの呼びかけ
事業番号	1-1-10		
担当	保育課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	家族で読書に親しむ時間を持てるよう、保護者会やお便り等で絵本デーを呼びかけます。		
対象	・保護者		
目指す成果	・各施設年3回の呼びかけや情報提供の実施		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・公立小規模保育事業所		SDGs 
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続	名称	活字デー・読書デーへの呼びかけ (第三次まで「ノーテレビ・ノーゲームデー」)
事業番号	1-1-11		
担当	指導課		
目的	家族で読書に親しむ時間を持つことによる、家庭読書の推進。		
内容	保護者会やお便り等で活字デー・読書デーを呼びかけます。		
対象	・保護者		
目指す成果	・小中学校での実施率		
実施主体	・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・小学校 ・中学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	家庭教育学級
事業番号	1-1-12		
担当	生涯学習センター		
目的	保護者に子どもの読書活動について理解を深めてもらうことによる、家庭における子どもの読書活動の推進。		
内容	家庭教育学級を通じて、子どもの読書活動の意義について周知を図ります。		
対象	・小学生 ・中学生 ・保護者		
目指す成果	・家庭教育学級指定校にて、読書に関するプログラムを実施。		
実施主体	・家庭教育学級指定校		SDGs 
連携先	・学校		

取組方針 2 地域における子どもの読書活動の推進

【今後の方向性】

地域における子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、子どもや保護者に図書館等（児童館含む）を利用してもらうことが重要です。

このため各施設においては、施設の特性に合わせた本の充実・活用（発達支援センターにおける大型絵本の活用等）、子どもへの読書相談（レファレンス）、おはなし会や講座を開催します。各施設の職員が子どもと一緒に取り組む事業として、本を紹介するPOPの作成などの各種イベントも引き続き充実させ、読書の楽しさや必要性を積極的に伝えることで、子どもや保護者の各施設の利用に結び付け、子どもの読書習慣づくりをさらに進めていきます。

全国的に見ても子どもたちは、年齢が上がるにつれて読書から離れてしまう傾向が続いていることから、中学生・高校生世代の読書離れ対策と読書習慣の形成につながるように、青少年図書の実践に取り組みます。

また、すべての子どもたちが読書を楽しめるように、日本語の習得に困難のある子どもに対する日本語・外国語併記の本や日本語の学習に役立つ本の充実を図るなどの環境整備も推進していきます。

実施区分	新規	名称	子どもとともに取り組む読書活動 ★1 ★7 ☆1
事業番号	1-2-1		
担当	中央図書館		
目的	子ども自身が相互に図書を紹介することによる、読書意欲の向上。		
内容	本を紹介するPOPやブックリストの作成などに、子どもとともに取り組みます。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生		
目指す成果	・POP作成数 ・ブックリスト作成数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先	・学校		

実施区分	新規	名称	読書バリアフリー法を考慮した図書等の整備
事業番号	1-2-2		
担当	中央図書館		
目的	誰でも読書を楽しめる環境の整備。		
内容	特別な支援を必要とする子どもに向けた図書(布絵本・点字つき絵本・DAISY・LLブック)等の整備を図ります。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・布絵本、点字つき絵本等の収集冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・学校 ・人権・国際課		

*特別な支援・・・心身に障がいのある子どもだけでなく、外国語を母国語とする子どもなど、図書館を利用するうえで障がいがあると思われる子どもに対する支援

実施区分	新規	名称	日本語の習得に困難のある子どもたちへの支援
事業番号	1-2-3		
担当	中央図書館		
目的	日本語の習得に困難のある子どもでも、読書に親しめる環境の整備。		
内容	学習指導要領の改訂(子供たちの発達の支援「日本語の習得に困難のある生徒への配慮」)を踏まえた、日本語・外国語併記の本や日本語学習に役立つ本を収集します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・日本語、外国語併記の本の購入冊数 ・日本語学習に役立つ本の購入冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・学校		

実施区分	新規	名称	児童外国語図書の充実
事業番号	1-2-4		
担当	中央図書館		
目的	小学校における外国語学習と家庭学習の支援。		
内容	学習指導要領における外国語の「読むこと」に留意した図書を収集します。		
対象	・小学生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・児童外国語図書購入冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・学校		

実施区分	継続	名称	子どものための市原市に関する図書等の収集と情報発信
事業番号	1-2-5		
担当	中央図書館		
目的	市原市に関する図書等を充実させることによる、子どもたちの市原市への愛着の深化と読書への関心の喚起。		
内容	市原市にゆかりのある人物・物事に関する図書等の収集や、市原市に関する情報を発信します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・購入冊数 ・寄贈受入冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・地域		

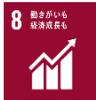
実施区分	継続	名称	調べ学習・自由研究の支援
事業番号	1-2-6		
担当	中央図書館		
目的	調べ学習や自由研究の図書等を充実させ、子どもの課題解決を支援することによる、図書館や読書への関心の喚起。		
内容	子どもたちの調べ学習や自由研究に役立つ図書等の充実に努めるとともに、図書館職員が課題解決を支援します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・調べ学習用図書等購入冊数 ・自由研究用図書等購入冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・地域 ・公民館 ・コミュニティセンター ・学校		

実施区分	継続	名称	読書手帳の配布
事業番号	1-2-7		
担当	中央図書館		
目的	目に見える形で読書の記録を残すことによる、読書意欲の向上。		
内容	自身が読んだ本の記録を付ける読書手帳を配布します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・読書手帳の児童・生徒に対する配布冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・学校		

実施区分	継続	名称	多様な文化を知る機会の提供
事業番号	1-2-8		
担当	中央図書館		
目的	・子どもたちが日本語以外の言語や文化の理解に取り組むことの支援。		
内容	多様な言語で書かれた図書等の充実を図ります。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・外国語図書の購入冊数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・公民館 ・コミュニティセンター ・人権・国際課		

実施区分	継続	名称	映画会の開催
事業番号	1-2-9		
担当	中央図書館		
目的	映画会を中央図書館への来館するきっかけとしてもらうとともに、映画の原作図書等への関心の喚起。		
内容	子どもを対象とした映画会を開催します。		
対象	・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先			

実施区分	継続	名称	職場体験等の受入れ
事業番号	1-2-10		
担当	地域連携推進課		
目的	仕事に対する理解の深化と、図書への関心の喚起。		
内容	職場体験・インターンシップを通して、図書館(室)の仕事を学ぶ機会を提供します。		
対象	・中学生 ・高校生		
目指す成果	・参加学校数 ・参加者数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs  
連携先	・中央図書館 ・公民館		

実施区分	継続	名称	職場体験等の受入れ
事業番号	1-2-11		
担当	生涯学習課		
目的	仕事に対する理解の深化と、図書館の関心の喚起。		
内容	職場体験・インターンシップを通して、図書館(室)への仕事を学ぶ機会を提供します。		
対象	・中学生 ・高校生		
目指す成果	・参加学校数 ・参加者数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs  
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター		

実施区分	継続	名称	職場体験等の受入れ
事業番号	1-2-12		
担当	中央図書館		
目的	仕事に対する理解の深化と、図書館への関心の喚起。		
内容	職場体験・インターンシップを通して、図書館の仕事を学ぶ機会を提供します。		
対象	・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・参加学校数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・学校		

実施区分	継続	名称	子ども向け講座の開催
事業番号	1-2-13		
担当	中央図書館		
目的	読書や図書館への関心の喚起。		
内容	子ども向けの講座を開催します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先			

実施区分	継続	名称	おはなし会の実施
事業番号	1-2-14		
担当	地域連携推進課		
目的	親子で本やおはなしの楽しさの理解と、読書の関心の向上。		
内容	おはなし会を定期的に行います。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・公民館 ・児童館		

実施区分	継続	名称	おはなし会の実施
事業番号	1-2-15		
担当	子ども福祉課		
目的	親子で本やおはなしの楽しさの理解と、読書の関心の向上。		
内容	おはなし会を定期的に行います。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・実施回数の増 ・参加者数の増		
実施主体	・児童館		SDGs 
連携先			

実施区分	継続	名称	おはなし会の実施
事業番号	1-2-16		
担当	生涯学習課		
目的	親子で本やおはなしの楽しさの理解と、読書の関心の向上。		
内容	おはなし会を定期的に行います。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター ・児童館		

実施区分	継続	名称	おはなし会の実施
事業番号	1-2-17		
担当	中央図書館		
目的	親子で本やおはなしの楽しさの理解と、読書の関心の向上。		
内容	おはなし会を定期的に行います。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・地域 ・読書ボランティア		

実施区分	継続	名称	大型絵本などの充実と読書活動の支援
事業番号	1-2-18		
担当	発達支援センター		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	大型絵本の活用やパネルシアター・エプロンシアターなど動きのある物語を通して、発達に心配のある子どもの情緒面の発達を促す指導を行います。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで		
目指す成果	・パネルシアター・扉シアター等の整備数 ・療育活動における図書室の利用者数		
実施主体	・発達支援センター療育ルーム	SDGs	  
連携先	・サンハート		

実施区分	継続	名称	子どもの読書活動推進のための講座・講演会の開催
事業番号	1-2-19		
担当	生涯学習課		
目的	子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの方法などを、家庭や地域に対して周知。		
内容	子どもの読書活動推進に関する講座や講演会を開催します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館	SDGs	
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続	名称	子どもの読書活動推進のための講座・講演会の開催
事業番号	1-2-20		
担当	中央図書館		
目的	子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの方法などを、家庭や地域に対して周知。		
内容	子どもの読書活動推進に関する講座や講演会を開催します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先	・地域 ・学校		

実施区分	継続	名称	図書館(室)利用方法の周知
事業番号	1-2-21		
担当	地域連携推進課		
目的	利用方法を知ってもらうことでの来館の促進と、読書習慣の定着化。		
内容	図書室だより、広報紙への利用案内の掲載や、図書室内での掲示により、利用しやすい図書室を目指します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・各コミュニティセンターで0～12歳が借りた図書冊数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・公民館		

実施区分	継続	名称	図書館(室)利用方法の周知
事業番号	1-2-22		
担当	生涯学習課		
目的	利用方法を知ってもらうことでの来館の促進と、読書習慣の定着化。		
内容	図書室だより、広報紙への利用案内の掲載や、図書室内での掲示により、利用しやすい図書室を目指します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・各公民館で0～12歳が借りた図書冊数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター		

実施区分	継続	名称	図書館利用案内の配布
事業番号	1-2-23		
担当	中央図書館		
目的	図書館の利用方法を知ってもらうことでの来館の促進と、読書習慣の定着化。		
内容	図書利用カード作成時等に子ども向けの図書館利用案内を配布します。		
対象	・小学生		
目指す成果	・子ども向け図書館利用案内の配布数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先			

実施区分	継続	名称	ブックリストの発行
事業番号	1-2-24		
担当	地域連携推進課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	様々な年齢や用途に応じたブックリストを作成し配布します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・ブックリストの発行回数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・公民館		

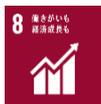
実施区分	継続	名称	ブックリストの発行
事業番号	1-2-25		
担当	生涯学習課		
目的	読書への関心の喚起と、新たな分野への興味の展開。		
内容	年齢や用途に応じたブックリストを作成し、配布します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・ブックリストの発行回数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター		

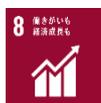
実施区分	継続	名称	ブックリストの発行
事業番号	1-2-26		
担当	中央図書館		
目的	読書への関心の喚起と、新たな分野への興味の展開。		
内容	年齢や用途に応じたブックリストを作成し、配布します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・ブックリストの発行回数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先			

実施区分	継続	名称	子どもへの読書相談(レファレンス)の充実
事業番号	1-2-27		
担当	地域連携推進課		
目的	読書相談の充実による、図書館や読書への関心の喚起。		
内容	読書相談・読書案内やレファレンス、パスファインダーの作成等を通して、子どもが主体的に読書や学習に取り組めるように支援します。		
対象	・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・読書相談の実施回数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・公民館		

実施区分	継続	名称	子どもへの読書相談(レファレンス)の充実
事業番号	1-2-28		
担当	生涯学習課		
目的	読書相談の充実による、図書館や読書への関心の喚起。		
内容	職員の知識やスキルの向上と、職員による積極的な声掛けにより、潜在的な読書相談(レファレンス)を掘り起こし、利用者の課題解決を支援します。		
対象	・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・読書相談の実施回数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター		

実施区分	継続	名称	子どもへの読書相談(レファレンス)の充実
事業番号	1-2-29		
担当	中央図書館		
目的	読書相談の充実による、図書館や読書への関心の喚起。		
内容	職員の知識やスキルの向上と、職員による積極的な声掛けにより、潜在的な読書相談(レファレンス)を掘り起こし、利用者の課題解決を支援します。		
対象	・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・読書相談の実施回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・学校 ・公民館 ・コミュニティセンター		

実施区分	継続	名称	一日図書館員の実施
事業番号	1-2-30		
担当	生涯学習課		
目的	子どもたちが、図書館の仕事内容や役割、利用方法を知ることでの、図書館への関心の喚起。		
内容	一日図書館員事業を行います。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館	SDGs	 
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター		

実施区分	継続	名称	一日図書館員の実施
事業番号	1-2-31		
担当	中央図書館		
目的	子どもたちが、図書館の仕事内容や役割、利用方法を知ることでの、図書館への関心の喚起。		
内容	一日図書館員事業を行います。		
対象	・小学生		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先			

実施区分	継続	名称	団体・学校向けリサイクル事業の実施
事業番号	1-2-32		
担当	中央図書館		
目的	団体・学校における読書活動の支援と、不用となった図書の有効活用。		
内容	中央図書館で不用となった児童図書等の無料配布を行います。		
対象	・保護者		
目指す成果	・配布団体数 ・配布冊数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・地域 ・学校		

実施区分	継続	名称	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の行事への取組
事業番号	1-2-33		
担当	地域連携推進課		
目的	子どもの読書活動の意義や重要性についての周知。		
内容	公民館・図書館とともに期間内に集中して読書活動啓発行事を行うことで、子どもの読書活動の意義や重要性を効果的に周知します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・こどもの読書週間事業の参加者数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・公民館 ・小学校 ・中学校		

実施区分	継続	名称	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の行事への取組
事業番号	1-2-34		
担当	生涯学習課		
目的	子どもの読書活動の意義や重要性についての周知。		
内容	図書館・コミュニティセンターとともに期間内に集中して読書活動啓発行事を行うことで、子どもの読書活動の意義や重要性を効果的に周知します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・こどもの読書週間事業の参加者数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs 
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター ・小学校 ・中学校		

実施区分	継続	名称	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の行事への取組 ★3 ☆2
事業番号	1-2-35		
担当	中央図書館		
目的	子どもの読書活動の意義や重要性についての周知。		
内容	公民館・コミュニティセンターとともに期間内に集中して読書活動啓発行事を行うことで、子どもの読書活動の意義や重要性を効果的に周知します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・こどもの読書週間事業の参加者数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先	・地域 ・公民館 ・コミュニティセンター		

実施区分	継続	名称	読み聞かせフロアワークの実施
事業番号	1-2-36		
担当	中央図書館		
目的	親子で本やおはなしの楽しみを知ることによる、読書への関心の喚起。		
内容	子どもと本をつなぐ活動として、読書ボランティアによる読み聞かせフロアワークを行います。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・中央図書館読書ボランティア		

実施区分	継続	名称	出張おはなし会・ブックトーク等の実施
事業番号	1-2-37		
担当	中央図書館		
目的	本やおはなしの楽しみを知ることによる、読書への関心の喚起。		
内容	学校や放課後児童クラブ等に対し、出張おはなし会・ブックトーク等を実施します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館		SDGs 
連携先	・地域 ・学校		

取組方針3 学校等における子どもの読書活動の推進

【今後の方向性】

乳幼児にとって認定こども園等は、家庭とともに日常的に本とつながることができる場所です。絵本や紙芝居などの読み聞かせ等を行うことで、子どもたちの本に対する関心や想像力を高めることができます。

平成 29(2017)年に改訂された幼稚園教育要領では、「引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこと」、「それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと」としています。

平成 29(2017)年及び平成 30(2018)年に改訂された学習指導要領においては、「言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整える」とともに、国語科を要としつつ「各教科等の特質に応じて、言語活動を充実すること」や、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること」や学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うことが規定されています。

学校等では、子どもが読書に親しみ発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的に教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

中学生までに読書習慣の形成が十分に行われるよう、小・中学校においては、全校をあげての読書活動「朝の読書」、「読書週間」等の、児童生徒にとって読書が生活の一部になるような読書機会の設定を行うとともに、教職員によるおすすめ本の紹介などにも積極的に取り組みます。

高等学校においても全校をあげての読書活動が、不読率の改善という観点から効果的であるので、読書への関心を喚起する取組として有効であることを周知します。

また、子ども同士で本を紹介したり、話し合いや批評したりするビブリオバトルやブックトークも、様々な分野の本に触れるきっかけとなり、読書への関心を高めるための効果的な手段です。

子どもたちは、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりして、言葉による伝え合いを楽しむようになります。

これらのことを踏まえ、認定こども園等や学校等における読書活動を充実させていくとともに、学校司書による読書指導や学校ボランティアとの協力体制の維持・向上等により、読書に親しむきっかけづくりや、子どもたちの読書習慣の定着化を目指していきます。

実施区分	継続	名称	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」の行事への取組
事業番号	1-3-1		
担当	指導課		
目的	子どもの読書活動の意義や重要性についての周知。		
内容	「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)に合わせて関係機関が工夫を凝らした行事を集中して実施します。読書教育研究校の取組を市内の学校に還流します。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・小中学校での実施率		
実施主体	・中央図書館 ・公民館 ・コミュニティセンター ・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	絵本の読み聞かせの充実
事業番号	1-3-2		
担当	保育課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	日常教育の中で読み聞かせやおはなし会などを充実し、子ども達に絵本の楽しさを伝えます。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで		
目指す成果	・1日1回、教育・保育の中で読み聞かせの実施		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・公立小規模保育事業所		SDGs 
連携先			

実施区分	継続	名称	おすすめ絵本の紹介や貸出の充実
事業番号	1-3-3		
担当	保育課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	家庭で絵本を楽しむ機会を提供するために、お便り等を通じて絵本を紹介するとともに絵本の貸出を行います。		
対象	・保護者		
目指す成果	・年4回、絵本コーナーやお便り等を通じて絵本の紹介を実施		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・公立小規模保育事業所		SDGs 
連携先			

実施区分	継続	名称	全校一斉読書活動等の実施
事業番号	1-3-4		
担当	指導課		
目的	児童生徒の読書意欲の向上と読書習慣の定着化。		
内容	「読み聞かせ」「子ども読書の日」「読書週間」「朝の読書」「推薦図書コーナー」などの取組を各学校の実態に合わせて実施します。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・小中学校での実施率		
実施主体	・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・小学校 ・中学校 ・中央図書館		

実施区分	継続・拡充	名称	教職員によるおすすめの本の紹介 ★2 ☆1
事業番号	1-3-5		
担当	指導課		
目的	・児童生徒の読書意欲の向上と読書習慣の定着化。 ・不読率(1か月に1冊も本を読まない児童生徒)の減少。		
内容	身近な教職員からおすすめの本を紹介し、職員一丸となって読書活動を推進します。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・小中学校での実施率		
実施主体	・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	学校司書によるおすすめの本の紹介
事業番号	1-3-6		
担当	指導課		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の読書意欲の向上と読書習慣の定着化。 ・不読率(1か月に1冊も本を読まない児童生徒)の減少。 		
内容	学校司書によるおすすめ本のリストを作成し、学校・家庭・地域に周知します。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・小中学校での実施率		
実施主体	・指導課	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	各教科における調べ学習の実施 ★2
事業番号	1-3-7		
担当	指導課		
目的	学校司書と教科担任、学校図書館と中央図書館の連携の強化による、子どもたちの調べ学習の支援。		
内容	各教科における調べ学習を推進します。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・小中学校での実施率		
実施主体	・小学校 ・中学校	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	図書資料の整備・充実
事業番号	1-3-8		
担当	保育課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	絵本コーナーや図書資料の充実に努めます。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで		
目指す成果	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、図書資料の見直し ・絵本コーナーの本をの季節ごとの内容変更 		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・公立小規模保育事業所	SDGs	
連携先			

実施区分	継続	名称	学校図書館資料の整備・充実
事業番号	1-3-9		
担当	指導課		
目的	子どもたちの興味関心、調べ学習のニーズに沿った図書の整備を進めることによる、読書教育の推進、充実。		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館資料の整備・充実を進めます。 ・学校間相互貸借や中央図書館の団体貸出等の有効活用を図ります。 		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校の蔵書冊数の確認 ・団体貸出利用学校数 		
実施主体	・小学校 ・中学校	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	学級文庫の充実
事業番号	1-3-10		
担当	指導課		
目的	身近に図書を設置することによる、児童生徒の読書教育の推進。		
内容	学級文庫を設置し、内容の充実を図ります。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校での学級文庫の設置率 ・中学校での学級文庫の設置率 		
実施主体	・小学校 ・中学校	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		



中央図書館 布の絵本コーナー

取組方針4 子どもたちの年齢に応じた環境整備の推進

【今後の方向性】

中央図書館の職員が専門研修で習得した、子どもの読書活動に関する情報や本の紹介の仕方、子どもとの接し方などの様々な手法を子どもの読書活動を推進する施設の職員に伝え、職員のスキルアップを図ります。

また、図書館等、認定こども園等、学校等では、それぞれの施設の役割を踏まえ、子どもたちの年齢に応じた児童図書や青少年図書等の充実を図ります。

更に中央図書館では、青少年と本をつなぐ新しいきっかけとなる電子書籍の導入についての検討を行います。また、本の配架方法の改善や書架の見出し及びサインの設置など、利用しやすい施設整備にも取り組みます。

実施区分	新規	名称	児童サービス担当職員の研修	
事業番号	1-4-1			
担当	中央図書館			
目的	職員の資質向上。			
内容	図書館員が子どもたちの年齢に応じた本の紹介の仕方や子どもとの接し方などを、千葉県公共図書館協会などの専門研修で学び、他の施設の職員に還元します。			
対象	・中央図書館職員 ・公民館 ・コミュニティセンター			
目指す成果	・研修の参加回数及び参加者数 ・周知事業の実施回数及び参加者数			
実施主体	・中央図書館		SDGs	 
連携先	・公民館 ・コミュニティセンター			

実施区分	継続	名称	児童図書の充実・児童室の環境整備	
事業番号	1-4-2			
担当	地域連携推進課			
目的	子どもたちの興味を引くような様々な図書の収集と、児童室の環境整備による読書意欲の活性化。			
内容	・子ども自身がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるように、児童図書の充実に努めます。 ・わかりやすい配架や掲示となるように努めます。			
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・特別支援学校生			
目指す成果	・児童図書の購入冊数 ・各コミュニティセンターで0～12歳が借りた図書冊数			
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs	
連携先	・中央図書館 ・公民館 ・児童館			

実施区分	継続	名称	児童図書の充実・児童室の環境整備
事業番号	1-4-3		
担当	子ども福祉課		
目的	子どもたちの興味を引くような様々な図書の収集と、児童室の環境整備による読書意欲の活性化。		
内容	・子ども自身がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるように、児童図書の充実に努めます。 ・わかりやすい配架や掲示となるように努めます。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・児童図書の購入冊数の維持 ・児童館での貸出冊数の維持		
実施主体	・児童館	SDGs	
連携先			

実施区分	継続	名称	児童図書の充実・児童室の環境整備
事業番号	1-4-4		
担当	生涯学習課		
目的	子どもたちの興味を引くような様々な図書の収集と、児童室の環境整備による読書意欲の活性化。		
内容	・子ども自身がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるように、児童図書の充実に努めます。 ・わかりやすい配架や掲示となるように努めます。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・特別支援学校生		
目指す成果	・児童図書の購入冊数 ・各公民館で0～12歳が借りた図書冊数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館	SDGs	
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター ・児童館		

実施区分	継続	名称	児童図書の充実・児童室の環境整備 ★1
事業番号	1-4-5		
担当	中央図書館		
目的	子どもたちの興味を引くような様々な図書の収集と、児童室の環境整備による読書意欲の活性化。		
内容	・子ども自身がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるように、児童図書の充実に努めます。 ・わかりやすい配架や掲示となるように努めます。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・児童図書の購入冊数 ・中央図書館での0～12歳が借りた図書冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先			

実施区分	継続・拡充	名称	青少年図書の充実 ☆1	
事業番号	1-4-6			
担当	地域連携推進課			
目的	青少年の興味を引くような様々な図書の収集と整備による、読書意欲の活性化。			
内容	青少年がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるように、青少年図書の充実に努めます。			
対象	・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生			
目指す成果	・各コミュニティセンターで13～18歳が借りた図書冊数			
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター			SDGs 
連携先	・中央図書館 ・公民館 ・児童館			

実施区分	継続・拡充	名称	青少年図書の充実 ☆1	
事業番号	1-4-7			
担当	生涯学習課			
目的	青少年の興味を引くような様々な図書の収集と整備による、読書意欲の活性化。			
内容	青少年がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるように、青少年図書の充実に努めます。			
対象	・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生			
目指す成果	・各公民館で13～18歳が借りた図書冊数			
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館			SDGs 
連携先	・中央図書館 ・コミュニティセンター ・児童館			

実施区分	継続・拡充	名称	青少年図書の充実 ・ティーンズコーナーの整備 ★1 ☆1	
事業番号	1-4-8			
担当	中央図書館			
目的	青少年の興味を引くような様々な図書の収集とティーンズコーナーの整備による、読書意欲の活性化。			
内容	・青少年がそれぞれの興味や経験等に応じた本を選べるように、青少年図書の充実に努めます。また、紙の本だけでなく、青少年が気軽に読書に親しめるよう電子書籍の導入を検討します。 ・青少年の興味を引くように、展示や配架方法を工夫します。			
対象	・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生			
目指す成果	・青少年図書の購入冊数 ・中央図書館での13～18歳が借りた図書冊数			
実施主体	・中央図書館			SDGs 
連携先	・公民館 ・コミュニティセンター			

基本目標Ⅱ 子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援

取組方針1 家庭における読書活動推進に係る連携・協力

【今後の方向性】

低年齢の子どもは、一人では図書館等（児童館含む）を利用することはできません。保護者に連れて来てもらうことで初めてこれらの施設を知り、家庭だけでは感じることのできない読書の楽しみを知ることになります。

図書館等（児童館含む）では、親子を対象とした各種の事業を実施し、親子で読書に親しむ機会を提供しています。認定こども園等や学校等では、保護者会やお便り等を通じてこれらの事業について積極的に周知を図り、併せて子どもの読書活動の意義や重要性の啓発とおすすめ本の情報などを各家庭に提供し、家庭における読書活動を支援していきます。

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	2-1-1 (1-1-6)再掲		
担当	地域連携推進課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・情報提供の実施回数		
実施主体	・三和 ・菊間 ・ちはら台コミュニティセンター		SDGs 
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	2-1-2 (1-1-7)再掲		
担当	保育課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	保護者会やお便り等を通じて、読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・各施設年3回の呼びかけや情報提供の実施回数		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・公立小規模保育事業所		SDGs 
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	2-1-3 (1-1-8)再掲		
担当	指導課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	保護者会やお便り等を通じて、読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・小・中学校での実施率		
実施主体	・公立保育所 ・公立認定こども園 ・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・小学校 ・中学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
事業番号	2-1-4 (1-1-9)再掲		
担当	生涯学習課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	読書活動の意義や重要性についての啓発や、おすすめの本などの情報を各家庭に提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・情報提供の実施回数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館		SDGs 
連携先	・中央図書館		

実施区分	継続・拡充	名称	親子対象事業等の情報提供 ☆2
事業番号	2-1-5		
担当	中央図書館		
目的	子どもの読書活動への理解と関心の喚起。		
内容	認定こども園等を通して、中央図書館が主催する親子対象事業等の情報を提供します。		
対象	・保護者		
目指す成果	・親子対象事業等の情報提供の実施回数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・認定こども園等 ・特別支援学校		

取組方針 2 地域における読書活動推進に係る連携・協力

【今後の方向性】

図書館等は連携してイベントを開催し、また、中央図書館では団体貸出や出張おはなし会などを実施して、地域における子どもの読書活動を支援していますが、現状の連携は限定的なものになっています。

今後は、中央図書館は公民館・コミュニティセンターの主催する子どもの読書活動に関わる事業の支援を行い、今まで子どもの読書活動に関わっていなかった市民に対してもその重要性を周知することで、地域における子どもの読書活動の活性化を図ります。

また、図書館等は、認定こども園等・学校等・関係部署・団体と子どもの読書活動についての情報共有を促進し、連携・協力を図りながら、地域における子どもの読書活動の充実に取り組み、未来の担い手である子どもたちの成長の機会を地域全体で支援します。

実施区分	新規	名称	中央図書館と公民館・コミュニティセンターとの連携 ☆2
事業番号	2-2-1		
担当	中央図書館		
目的	地域ぐるみでの子どもの読書活動の活性化。		
内容	中央図書館が公民館・コミュニティセンターの主催する子どもの読書活動に関わる事業を支援します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・連携事業実施回数		
実施主体	・中央図書館 ・公民館 ・コミュニティセンター	SDGs	 
連携先	・公民館 ・コミュニティセンター		

実施区分	継続	名称	団体貸出の普及促進(子どもの読書活動に関わる団体) ★4
事業番号	2-2-2		
担当	中央図書館		
目的	子どもの読書活動に関わる団体の活動支援。		
内容	・団体貸出サービス登録団体への、利用促進を図ります。 ・未登録の団体へ制度を紹介します。		
対象	・子どもの読書活動に関わる団体		
目指す成果	・登録団体数 ・利用団体数 ・貸出冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・放課後児童クラブ ・関係部署 ・文庫会等		

実施区分	継続	名称	放課後児童クラブへの支援
事業番号	2-2-3		
担当	生涯学習課		
目的	子どもの読書活動推進のための連携・協力と活動の支援。		
内容	近隣の図書室との連携により、放課後児童クラブにおいても本を読めるように支援します。		
対象	・小学生		
目指す成果	・各公民館で0～12歳が借りた図書冊数		
実施主体	・八幡 ・姉崎 ・有秋 ・市津 ・南総 ・加茂 ・五井 ・辰巳 ・国分寺公民館	SDGs	 
連携先	・中央図書館		

取組方針3 学校等における読書活動推進に係る連携・協力

【今後の方向性】

学校等で子どもの読書活動を推進する上で、図書館等を活用することはとても有効な手段です。特に小・中学校では調べ学習を行う際に、学校図書館だけでは集められない図書を用意することもでき、更に調べ学習以外の活動も効果的に進めることができるようになります。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、子どもたちが面白かった本を伝えあうビブリオバトルやブックトーク等の手法を中央図書館の職員が教職員に伝え、教職員が学校内で実践することで、児童・生徒の自主的・自発的な読書活動を支援します。

中央図書館では「加茂学園小中一貫グローバル化推進事業」の一つとして、児童・生徒がインターネットを利用して図書館等の本を予約し、学校で借りることができる配本サービスに取り組みます。

実施区分	新規	名称	児童・生徒の自主的・自発的な読書活動の支援 ★7 ☆2
事業番号	2-3-1		
担当	中央図書館		
目的	読書の活性化につながる手法を伝えることによる、学校における読書活動の拡充。		
内容	子どもたち自身が面白かった本を伝え合う、ビブリオバトルやブックトーク等の活動の支援を行います。		
対象	・小学生 ・中学生 ・教職員		
目指す成果	・ビブリオバトルやブックトーク等の実施回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・学校		

実施区分	新規	名称	中央図書館と学校間の配本サービスの実施 ★4 ☆2
事業番号	2-3-2		
担当	中央図書館		
目的	学校における子どもの読書環境の整備。		
内容	中央図書館と学校間を結ぶ配本サービスに取り組みます。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・配本回数 ・貸出冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・学校 ・指導課		

実施区分	継続	名称	団体貸出の普及促進(認定こども園等・学校等向け)
事業番号	2-3-3		
担当	中央図書館		
目的	認定こども園等・学校等での読書活動や調べ学習等の活性化。		
内容	・認定こども園等・学校等への団体貸出を行います。 ・未登録の団体へ、団体貸出の制度を紹介します。		
対象	・認定こども園等 ・学校等		
目指す成果	・登録団体数 ・利用団体数 ・貸出冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・認定こども園等 ・学校等		

実施区分	継続	名称	学校図書館ネットワークシステム推進事業
事業番号	2-3-4		
担当	指導課(教育センター)		
目的	学校図書館の蔵書管理や貸出の効率的な実施。		
内容	・学校図書館蔵書のデータベース化を推進します。 ・市内全ての学校図書館と中央図書館等読書施設とのネットワーク化を推進します。		
対象	・小学校 ・中学校		
目指す成果	・不読率の低下 ・読書量の向上		
実施主体	・指導課	SDGs	 
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	図書館見学の受入れ
事業番号	2-3-5		
担当	中央図書館		
目的	図書館の利用方法や読書の楽しさを知ってもらうことでの、読書習慣の定着化。		
内容	認定こども園等や小学校からの図書館見学を受入れ、図書館の利用方法や読書の楽しさ伝えます。		
対象	・3歳～就学まで ・小学生		
目指す成果	・受入れ団体数 ・受入れ人数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・地域 ・学校 ・認定こども園等		

実施区分	継続	名称	図書主任・学校司書研修会等への講師派遣
事業番号	2-3-6		
担当	中央図書館		
目的	学校における読書活動の一層の充実。		
内容	図書主任研修会・学校司書研修会等へ、読書教育推進のための具体的な内容や指導方法について中央図書館の職員を講師として派遣します。		
対象	・図書主任 ・学校司書等		
目指す成果	・研修会等への講師派遣回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・学校 ・指導課		

実施区分	継続	名称	調べ学習の支援
事業番号	2-3-7		
担当	中央図書館		
目的	授業における学校教材の補完。		
内容	調べ学習で使う図書等を提供します。		
対象	・教職員		
目指す成果	・支援の実施回数 ・支援のための貸出冊数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・学校		

実施区分	継続	名称	学校図書館相談の実施
事業番号	2-3-8		
担当	中央図書館		
目的	学校における読書活動の活性化。		
内容	学校図書館の選書や運営、本の修理について支援します。		
対象	・学校図書館		
目指す成果	・相談の実施回数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・学校 ・指導課		

取組方針4 行政における推進体制の整備

【今後の方向性】

中央図書館・学校・関係部署では、学校図書館の支援について検討・意見交換を行い情報を共有するため、定期的に「子ども読書活動推進支援連絡会議」を開催しています。また、図書館等及び関係部署でも、地域における子ども読書活動に関する課題解決を図るための「図書担当者会議」を定期的に開催して、子どもの読書活動推進体制の整備に取り組んで来ました。

今後もこれらの会議がより充実し、実効性を高めていくため、継続して各機関・団体間で意見交換や協議等を行い課題解決を図ります。

また、子どもの読書活動に関する調査の実施や、新計画の適切な進行管理とP D C Aサイクルを回すことにより、計画的かつ効果的な事業の推進を図っていきます。

実施区分	継続・拡充	名称	子ども読書活動推進支援連絡会議の開催 ☆2
事業番号	2-4-1		
担当	中央図書館		
目的	関係部署間での連携による、児童・生徒の読書活動の推進。		
内容	中央図書館、指導課、生涯学習課と小・中学校の学校図書館担当教員、学校司書が定期的に会議を開催し、学校等における有効な読書活動推進の方策を検討します。		
対象	・子ども読書活動推進支援連絡会議委員		
目指す成果	・会議の実施回数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・指導課 ・生涯学習課 ・学校		

実施区分	継続	名称	図書担当者会議の開催
事業番号	2-4-2		
担当	中央図書館		
目的	関係部署間での連携による、子どもの読書活動の推進。		
内容	図書館等と施設所管課の担当者が定期的な連絡調整会議を開催し、子どもの読書活動推進に係る課題解決に向けた協議等を行います。		
対象	・公民館 ・コミュニティセンター ・生涯学習課 ・地域連携推進課		
目指す成果	・会議の実施回数		
実施主体	・中央図書館		SDGs  
連携先	・公民館 ・コミュニティセンター ・生涯学習課 ・地域連携推進課		

実施区分	継続	名称	子どもの読書活動に関する調査
事業番号	2-4-3		
担当	指導課		
目的	各小中学校の活動状況を把握による、読書教育の充実。		
内容	子どもの読書活動に関する調査を実施し、活動状況を把握します。		
対象	・小学校 ・中学校		
目指す成果	・不読率の低下 ・読書量の向上		
実施主体	・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	計画の進行管理
事業番号	2-4-4		
担当	指導課		
目的	計画の適正な進行管理による、全児童生徒への読書教育の推進。		
内容	事業の実施状況を把握し、計画の適正な進行管理に努めます。		
対象	・小学校 ・中学校		
目指す成果	・不読率の低下 ・読書量の向上		
実施主体	・小学校 ・中学校		SDGs 
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	読書教育拠点校事業
事業番号	2-4-5		
担当	指導課		
目的	読書教育拠点校の教育活動内容を各学校の取組に生かすことによる、読書活動の推進。		
内容	読書教育拠点校を定め、学校図書館を活用した教育活動を行い、成果やまとめを研修会等で報告することで、市内各学校に還流します。		
対象	・教職員		
目指す成果	・不読率の低下 ・読書量の向上		
実施主体	・指導課	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	学校司書の配置
事業番号	2-4-6		
担当	指導課		
目的	全小中学校の図書の管理、選書、図書館環境の整備や充実、調べ学習の支援や図書館利用指導等を通じての、読書教育の推進、充実。		
内容	全小中学校に学校司書を配置し、読書教育を推進します。		
対象	・小学生 ・中学生		
目指す成果	・全小中学校への配置		
実施主体	・指導課	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	保育士・保育教諭に対する研修
事業番号	2-4-7		
担当	保育課		
目的	子どもが読書に親しむ機会の充実と環境整備の推進。		
内容	職員の資質や実践的能力向上のため、読み聞かせや子どもの読書活動の意義について研修を行います。		
対象	・保育士 ・保育教諭		
目指す成果	・保育課主催研修の中で2～3年に一度子どもの読書について研修の実施		
実施主体	・保育課	SDGs	
連携先	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所等		

実施区分	継続	名称	学校図書館担当教諭・司書教諭の研修の実施
事業番号	2-4-8		
担当	指導課		
目的	研修を通じての各校の図書館担当教諭及び司書教諭の資質、実践的能力向上。		
内容	学校図書館担当教諭及び司書教諭の研修を実施します。		
対象	・小学校 ・中学校		
目指す成果	・小中学校の参加率		
実施主体	・指導課	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	学校図書館ボランティア事例の紹介
事業番号	2-4-9		
担当	指導課		
目的	各学校の学校図書館ボランティアの活用の更なる充実と、児童生徒の読書教育の推進。		
内容	研修等を通じ、学校図書館ボランティアの活動状況を紹介し、情報を交流します。		
対象	・学校図書館ボランティア		
目指す成果	・全小中学校への紹介		
実施主体	・指導課	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

実施区分	継続	名称	学校図書館整備等の手引き作成
事業番号	2-4-10		
担当	指導課		
目的	学校図書館の整備の推進。		
内容	市原市小中学校図書館整備基準及び図書納入付帯条件、図書選定基準、選書の仕方、図書廃棄基準を作成し、全小中学校に配付します。		
対象	・小学校 ・中学校		
目指す成果	・全小中学校への配布 ・千葉県教育委員会認定優良・優秀図書館数		
実施主体	・指導課	SDGs	
連携先	・地域 ・学校 ・中央図書館		

取組方針5 子ども読書活動推進に関わる人材の育成や活動の支援

【今後の方向性】

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの身近にいる大人が読書活動に理解や関心を持つことが重要です。

中央図書館では子どもの読書活動推進の意義について広く啓発を行い、子どもの読書活動に取り組むボランティアには、活動を行う機会や場所を提供し、その活動を支援するとともに、研修会の開催等により人材の育成に努めています。

今後もより多くの大人が子どもの読書活動推進に参画してもらう方策を検討し、また、学校図書館相談の実施や団体の支援にも努めていきます。

実施区分	継続・拡充	名称	読書ボランティアの育成 ★5 ☆2
事業番号	2-5-1		
担当	中央図書館		
目的	中央図書館で行うボランティア活動の充実。		
内容	各活動で必要となる知識や技術を習得するための研修会や講習会を開催します。		
対象	・制限なし		
目指す成果	・研修会や講習会の実施回数 ・研修会や講習会の参加者数		
実施主体	・中央図書館	SDGs  	
連携先	・読書ボランティア		

実施区分	継続	名称	学校ボランティアに対する研修 ★5
事業番号	2-5-2		
担当	中央図書館		
目的	学校における読書活動の活性化。		
内容	学校ボランティアを対象とした読み聞かせやおはなし会の方法等について研修を行います。		
対象	・学校ボランティア		
目指す成果	・実施回数 ・参加者数		
実施主体	・中央図書館	SDGs  	
連携先	・学校		

実施区分	継続	名称	地域の読書活動支援
事業番号	2-5-3		
担当	中央図書館		
目的	地域での子ども読書活動の活性化。		
内容	読書関連ボランティアや子どもの読書活動に関わる団体に、情報交換や交流の機会を提供します。		
対象	・文庫会等		
目指す成果	・情報交換や交流の機会の提供回数 ・情報交換や交流の機会の参加者数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・文庫会等		

実施区分	継続	名称	児童サービス用品の貸出
事業番号	2-5-4		
担当	中央図書館		
目的	学校等におけるおはなし会の充実。		
内容	学校等で活動する団体貸出登録団体に対して、紙芝居舞台・パネルシアターステージ・エプロンシアター等の児童サービス用品の貸出を行います。		
対象	・団体貸出登録団体		
目指す成果	・児童サービス用品の貸出数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・ボランティア		



中央図書館 子育て支援コーナー

基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する理解や関心の普及・啓発

取組方針1 広報・啓発活動の推進

【今後の方向性】

読書や読書活動に関する情報は多岐に渡りますが、このような情報を必要とする人に着実に届けることは簡単なことではありません。新しい生活様式も踏まえて、来館しなくても情報を受けとることができる手段として、Twitterや動画配信を活用するとともに、既存の広報手段である中央図書館ウェブサイトの充実も行い、きめ細やかな広報・啓発活動に取り組みます。

また、施設に来館しなくても参加できるインターネットを活用した事業も企画し、広報・啓発活動の充実につなげます。

併せて読書バリアフリー法を踏まえ、DAISY、点字絵本、LLブック（ピクトグラムやイラストを用いた分かりやすい本）等の資料の紹介と中央図書館の利用案内を動画で作成して配信するなどの方法で、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援します。

実施区分	新規	名称	新しい生活様式を踏まえた広報・啓発活動 ★6 ☆3
事業番号	3-1-1		
担当	中央図書館		
目的	子どもの読書活動に関する理解や関心の喚起。		
内容	Twitterや動画配信等のインターネットを活用した事業や広報を実施します。		
対象	・0～3歳未満 ・3歳～就学まで ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者 他		
目指す成果	・子どもの読書活動に関する Twitter の発信回数や動画配信回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先			

実施区分	新規	名称	読書バリアフリー法を考慮した利用案内の作成 ☆3
事業番号	3-1-2		
担当	中央図書館		
目的	特別な支援を必要とする子どもの読書への関心の喚起。		
内容	読書バリアフリー法を考慮した利用案内を動画等で作成し、周知します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・利用案内の作成数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	 
連携先	・特別支援学校		

実施区分	継続	名称	子どもに向けた広報・啓発活動 ★3 ★6 ☆3
事業番号	3-1-3		
担当	中央図書館		
目的	図書館や読書への関心の喚起。		
内容	事業や図書館の情報等を紙媒体やウェブサイト・SNS 等を活用し発信します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・子どもに向けた情報発信回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・学校		

実施区分	継続	名称	中央図書館ウェブサイトの充実
事業番号	3-1-4		
担当	中央図書館		
目的	図書館や読書への関心の喚起。		
内容	中央図書館ウェブサイトの「子どものページ」の情報を充実させます。		
対象	・小学生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・ウェブサイトの更新回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先			

実施区分	継続	名称	図書館だよりの発行
事業番号	3-1-5		
担当	中央図書館		
目的	子ども向け図書館主催事業のお知らせや図書等の情報提供による、図書館や読書に対する関心の喚起。		
内容	「館報こすもす」を定期的に発行し、子ども向けの行事案内や図書・読書に関する各種の情報を発信します。		
対象	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・特別支援学校生 ・保護者		
目指す成果	・「館報こすもす」の発行回数		
実施主体	・中央図書館	SDGs	
連携先	・地域 ・学校		

◎資料編

用語集（アルファベット、50音順）

- * **DAISY**・・・「Digital Accessible Information System」の略。視覚障がいだけでなく、学習障がい、知的障がい等、様々な障がいに対応する情報技術として日本障害者リハビリテーション協会が普及を進めているデジタル録音図書の国際標準規格。
- * **PDCAサイクル**・・・Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
- * **SDGs（持続可能な開発目標）**・・・「Sustainable Development Goals」の略。2015年に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。
- * **SNS**・・・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）のこと。登録した利用者同士が交流できるウェブサイトのサービス。Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）やInstagram（インスタグラム）等。
- * **新しい生活様式**・・・長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ持続させる生活のこと。
- * **学校司書**・・・学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。
- * **関係部署**・・・市原市役所の子どもの読書活動推進に関わる部署。保育課・子ども福祉課・発達支援センター・地域連携推進課・指導課・教育センター・生涯学習課・生涯学習センター。
- * **子ども読書活動推進支援連絡会議**・・・子どもたちの読書活動を総合的に推進し、子どもたちの情報活用能力の育成支援について、より一層充実した施策を実施することを目的として、市原市立小中学校、中央図書館等関係する部署の連携協力を図るために設置。
- * **児童サービス用品**・・・中央図書館で団体貸出制度登録団体に対する貸出用品で、エプロンシアター・パネルシアターステージ・紙芝居舞台・パペットがある。
- * **調べ学習**・・・児童・生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。
- * **団体貸出**・・・学校や地域の読書活動を支援するため、中央図書館で行っている貸出制度。認定こども園等・学校等・学童保育・文庫会等が対象となる。貸出数は1団体300冊以内、貸出期間は3カ月以内。
- * **地域**・・・中央図書館・公民館・コミュニティセンター・児童館・団体等。
- * **通信ゲーム**・・・主にオンラインによるコンピューターネットワークを利用したコンピューターゲーム。

- * **電子書籍**・・・スマートフォンやコンピューターなどで読む文章を中心とした電子出版物。
- * **読書相談（レファレンス）**・・・利用者の資料選択や調べ物に関する相談に応じ、資料の選択、検索、入手を援助するサービス。
- * **読書手帳**・・・利用者自らが、読書の履歴を記載する手帳。読書活動の振り返りと読書意欲向上につながる取組。
- * **読書ボランティア**・・・中央図書館の「読書ボランティア人材バンク」に登録しているボランティアのこと。
- * **図書館協議会**・・・中央図書館の運営に関し中央図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関。
- * **図書担当者会議**・・・中央図書館・生涯学習課・地域連携推進課・公民館・コミュニティセンターの職員により定期的に行われる会議で、地域における子どもの読書活動に関する課題解決を図る。
- * **パネルシアター・エプロンシアター**・・・パネル布を貼った舞台や胸にかけたエプロンに、動物の絵などを貼って展開するおはなしや歌あそび。
- * **ピクトグラム**・・・一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の1つ。
- * **ビブリオバトル**・・・発表者が読んで面白いと思った本を持ちより、一人5分間で本を紹介する。発表後に参加者がディスカッションを2～3分行う。全ての発表後に「どの本が一番読みたくなったか？」投票を行い、最多票を集めたものを『チャンプ本』とする催し。
- * **ブックスタート事業**・・・乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。
- * **ブックスタートフォローアップ（セカンドブック）事業**・・・ブックスタート事業のフォローアップとして、おおむね3歳から小学校入学前までに読み聞かせ等を実施する事業。
- * **ブックトーク**・・・あらすじや著者紹介などを交え、本への興味がわくような工夫をこらしながら、本の内容を紹介すること。
- * **ブックリスト**・・・ある基準やテーマで選んだ本を薦めたり、紹介するために作られた目録。
- * **文庫会**・・・近所の子どもたちに本を貸し出したり、お話をして聞かせたりするボランティア団体。
- * **読み聞かせフロアワーク**・・・中央図書館で行っている、読書ボランティアによる本や紙芝居の読み聞かせ活動。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画（第四次計画）
令和3（2021）年3月

発行：市原市教育委員会
 編集：市原市教育委員会 生涯学習部 中央図書館
 〒290-0050
 千葉県市原市更級5-1-51
 電話番号 0436-23-4946（代表）
 FAX 0436-24-7777
 市原市立図書館HP
<http://www.library.ichihara.chiba.jp/>

